

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第60期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯盛 徹夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 松岡 英行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 松岡 英行
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 (さいたま市浦和高砂1丁目13番4号) 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 (千葉市美浜区中瀬1丁目3番地) 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 (横浜市中区太田町1丁目8番地) 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目5番7号) 株式会社オリエントコーポレーション神戸支店 (神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益	(百万円)	211,804	213,693	224,398	233,369	243,135
経常利益	(百万円)	29,486	33,515	30,088	21,964	24,439
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	24,577	28,690	28,021	28,877	20,654
包括利益	(百万円)	24,028	29,861	34,264	23,444	15,965
純資産	(百万円)	274,023	303,908	259,405	256,468	251,569
総資産	(百万円)	5,152,900	5,329,058	5,475,341	5,542,940	5,584,777
1株当たり純資産額	(円)	77.95	95.33	109.25	119.27	125.39
1株当たり当期純利益	(円)					
普通株式に係る1株当たり 当期純利益		17.46	15.44	13.28	15.19	10.85
第一回種優先株式に係る 1株当たり当期純利益		-	15.44	64.03	44.80	45.73
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	14.30	15.43	13.27	15.19	10.85
自己資本比率	(%)	5.3	5.7	4.7	4.6	4.5
自己資本利益率	(%)	9.4	9.9	10.0	11.2	8.1
株価収益率	(倍)	12.83	13.02	12.58	7.44	11.15
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	42,279	104,697	77,634	41,723	66,772
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	22,434	27,962	36,614	27,452	12,236
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	111,787	152,420	160,011	148,318	55,830
現金及び現金同等物の期末 残高	(百万円)	178,792	198,498	244,240	323,415	300,279
従業員数	(人)	4,416	4,456	4,627	4,685	4,652
[外、平均臨時従業員数]		[4,559]	[4,564]	[4,617]	[4,332]	[4,133]

(注) 1. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

2. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1株当たり純資産額 = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{非支配株主持分} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

3. 第58期及び第59期並びに第60期の普通株式に係る1株当たり当期純利益は、第一回I種優先株式の消却差額等を親会社株主に帰属する当期純利益から控除し算出しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(1株当たり情報)」に記載のとおりであります。

4. 当社は、第58期より新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式は、第58期より1株当たり純資産額の算定上、連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、第58期より普通株式に係る1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
営業収益 (百万円)	199,799	201,526	207,473	212,207	225,667
経常利益 (百万円)	27,501	31,641	26,680	18,102	26,269
当期純利益 (百万円)	23,139	27,138	25,258	25,552	23,976
資本金 (百万円)	150,015	150,028	150,040	150,044	150,051
発行済株式総数 (千株)					
普通株式	1,717,951	1,718,163	1,718,346	1,718,383	1,718,494
優先株式	140,000	140,000	70,000	50,000	35,000
純資産 (百万円)	258,551	287,591	233,520	232,554	235,443
総資産 (百万円)	5,081,940	5,252,718	5,383,954	5,452,817	5,492,852
1株当たり純資産額 (円)	68.95	85.84	94.27	105.45	116.12
1株当たり配当額 (円)					
普通株式	-	2.00	2.00	2.00	3.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
第一回 種優先株式	-	11.35	22.71	28.76	28.76
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)					
普通株式に係る1株当たり当期純利益	16.44	14.61	11.67	13.25	12.78
第一回 種優先株式に係る1株当たり当期純利益	-	14.60	64.03	44.80	45.73
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	13.46	14.60	11.66	13.25	12.78
自己資本比率 (%)	5.1	5.5	4.3	4.3	4.3
自己資本利益率 (%)	9.4	9.9	9.7	11.0	10.2
株価収益率 (倍)	13.63	13.76	14.31	8.53	9.47
配当性向 (%)	-	13.7	17.1	15.1	23.5
従業員数 (人)	3,701	3,658	3,634	3,604	3,432
[外、平均臨時従業員数]	[3,410]	[3,409]	[3,361]	[3,311]	[3,203]
株主総利回り (%)	114.9	104.1	87.7	61.0	66.7
(比較指標：日経平均株価) (%)	(87.3)	(98.5)	(111.7)	(110.4)	(98.5)
最高株価 (円)	278	242	208	193	183
最低株価 (円)	171	176	166	112	100

(注) 1. 営業収益は、消費税等を除いて表示しております。

2. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

3. 第58期及び第59期並びに第60期の普通株式に係る1株当たり当期純利益は、第一回I種優先株式の消却差額等を当期純利益から控除し算出しております。

4. 当社は、第58期より新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式は、第58期より1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、第58期より普通株式に係る1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

5. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

(1) 当社の創立経緯及び商号変更

当社（オリエントコーポレーション）の設立年月日は1951年3月15日ではありますが、当社は広島信販株式会社の株式額面変更（500円から50円に変更）のため、1974年4月1日を合併期日として広島信販株式会社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利・義務の一切を引継ぎ営業活動を全面的に承継いたしましたので、実質上の存続会社である広島信販株式会社の沿革について記載いたします。

1954年12月	協同組合広島クーポンを設立。
1961年8月	広島信用販売株式会社を設立。
1967年5月	広島信販株式会社に商号変更。
1974年4月	株式額面変更のため、株式会社オリエントファイナンス（1951年3月設立）と合併。
1989年10月	株式会社オリエントコーポレーションに商号変更。

(2) 当社での事業の主な変遷

1961年8月	協同組合広島クーポンと業務提携し、融資業務を開始。
1969年4月	割賦債権買取（個品あっせん）業務を開始。
1969年11月	協同組合広島クーポンの主事業である割賦販売あっせん（総合あっせん）に関するすべての営業を譲り受け、クレジットカード発行業務を開始。
1972年10月	キャッシングサービス業務を開始。
1972年12月	本社の新社屋を広島市中区幟町14番8号に建設移転。
1974年10月	株式を広島証券取引所に上場。
1976年10月	株式を大阪証券取引所市場第二部に上場。
1977年10月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1978年6月	本社機構を東京都豊島区東池袋3丁目1番1号に移転。
1979年9月	株式を東京及び大阪証券取引所市場第一部に指定。
1983年11月	金融機関の個人向融資を対象とする保証業務を開始。
1999年2月	MasterCardのアクワイアリング業務（当社加盟店における他社発行MasterCardの取扱業務）を開始。
2000年9月	本社の新社屋を東京都千代田区麹町5丁目2番地1（現所在地）に建設移転。
2004年7月	株式会社みずほ銀行とリテール分野における包括業務提携を行うことで合意。
2005年2月	伊藤忠商事株式会社と資本・業務提携を行うことで合意。
2005年4月	ユーシーカード株式会社のみずほ銀行向け無担保個人ローン保証事業を承継。
2006年11月	楽天K C株式会社のクレジット事業部門を承継。
2007年8月	株式を東京及び大阪証券取引所市場第二部へ指定替え。
2010年9月	第一回B種優先株式ないし第一回H種優先株式全株式の普通株式への転換行使により、株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社となる。
2011年3月	株式を東京証券取引所市場第一部に指定（復帰）。
2011年5月	大阪証券取引所市場第二部への株式上場を廃止。

(3) 主なグループ会社の設立及び業務の変遷

1985年12月	株式会社オリコ商事（現株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズ）を設立。
1990年3月	株式会社オートリ（大証第二部上場）に資本参加。
1998年4月	台湾歐利克（股）有限公司を合併にて設立し、台湾でのオートローン事業を開始。
1999年1月	サービサーの日本債権回収株式会社を設立。
2003年6月	営業推進専門会社2社設立。（株式会社オリコ中部・中四国）
2004年2月	営業推進専門会社5社設立。（株式会社オリコ東北・関西・九州・北海道・関東）
2004年3月	サービサーのオリファサービス債権回収株式会社を設立。
2006年4月	営業推進専門会社の統括管理を目的として株式会社オリコオートホールディングス（株式会社オリコサポート）を設立。
2007年3月	伊藤忠保険サービス株式会社に資本参加し伊藤忠オリコ保険サービス株式会社に商号変更。 オートローン保証会社、株式会社C A L信用保証を設立。
2007年5月	営業推進専門会社設立。（株式会社オリコ東京）
2008年3月	営業推進専門会社設立。（株式会社オリコ西関東） 個人向けオートリース会社、株式会社オリコオートリースを合併にて設立。

2012年 3月	株式会社オートリへの普通株式の公開買付け等の実施により同社を100%（議決権に対する所有割合）子会社化。（大証第二部への株式上場を廃止）
2013年 2月	営業推進専門会社 9社を株式会社オリコサポートに吸収合併し、営業推進業務を当社に集約。（株式会社オリコサポートは同年10月清算）
2013年12月	台湾歐利克（股）有限公司を清算。
2015年 4月	小口リース会社、株式会社オリコビジネスリースを合併にて設立。
2015年 5月	Orico Auto Leasing(Thailand)Ltd.を設立し、タイでのオートローン事業を開始。
2017年10月	株式会社リクルートフォレントインシュアの発行済全株式を取得し子会社化。株式会社オリコフォレントインシュアへ商号変更。
2019年 5月	LINE Credit株式会社に資本参加。
2019年 9月	Orico Auto Finance Philippines Inc.を設立し、フィリピンでのオートローン事業を開始。

3【事業の内容】

オリコグループは、当社、連結子会社15社及び持分法適用会社6社にて構成され、次のとおり「信販業」を主に営んでおります。

(1) カード・融資事業

自社カード

当社が信用調査のうえ承認した顧客（以下“会員”という）にクレジットカード（オリコカード）を発行し、会員は当社の加盟店（百貨店、専門店、その他）で、カードを呈示してサインをすることなどにより、商品の購入又はサービスの提供を受けることができ、その代金は当社が会員に代って加盟店に立替払を行い、会員からは約定の分割回数により立替代金の回収を行います。

提携カード

商店街、量販店、百貨店等と提携し、当社が各々の顧客に対するクレジットカードの発行、信用調査、立替払、回収等の業務を代行しております。

約定の分割回数については、個々の提携内容により異なっております。

キャッシングサービス

当社のクレジットカード会員に対する融資であり、会員の信用状況に応じて提携金融機関のATM等により融資を行い、会員からはその融資額をリボルビング払い及び翌月一括払いにより回収します。

ローンカード

当社が信用調査のうえ承認した顧客（以下“会員”という）にあらかじめ信用供与限度額（融資限度額）を設定した融資専用カードを発行し、会員の信用状況に応じて提携金融機関のATM等により融資を行い、会員からは融資額をリボルビング払い及び翌月一括払いにより回収します。

その他

マイティエール（目的ローン）等の商品名による無担保融資等を行っております。

(2) 決済・保証事業

家賃決済保証

アパート・マンション等の賃貸借契約において発生する毎月の賃料を、当社が信用調査のうえ承認した顧客（賃借人）より集金し、不動産管理会社または不動産賃貸管理会社へ支払い及び保証を行っております。

売掛金決済保証

当社加盟店と顧客との企業間取引における売掛金を、当社が信用調査のうえ承認した顧客より集金し、当社加盟店へ支払い及び保証を行っております。

集金代行

当社加盟店からの依頼に基づき顧客から各種費用の徴収・収納代行を行っております。

小口リース保証

事業者等からの提携リース会社に対するリース申込に際し、提携リース会社からの保証依頼に基づく信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証及び集金業務・管理回収により提携リース会社がリース契約を行うものであります。

(3) 個品割賦事業

立替払い方式

当社の加盟店が不特定の消費者に割賦販売を行う場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社がその代金を顧客に代って加盟店に立替払を行い、顧客からは約定の分割回数により立替代金回収を行います。

約定の分割回数については、個々の提携内容により異なっております。

信用保証方式(提携ローン)

消費者から提携業者もしくは提携金融機関を通じて当社へ借入申込があった場合、当社が信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証により提携金融機関が融資を行うものであります。

上記の主要商品は次のとおりであります。

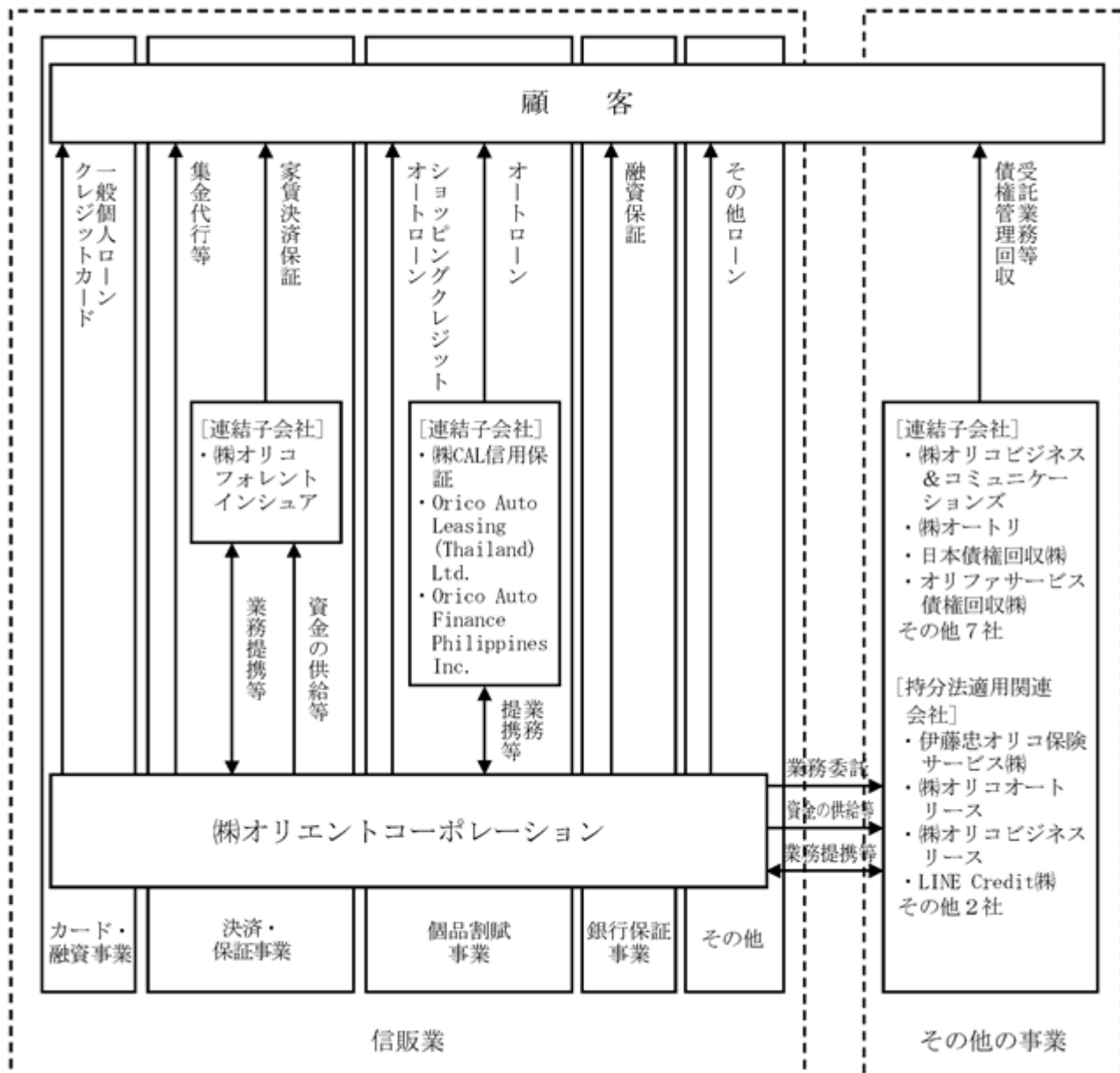
- ・オートローン
- ・ショッピングクレジット（学費・住宅リフォームローンなど）

(4) 銀行保証事業

消費者からの提携金融機関に対する借入申込に際し、提携金融機関からの保証依頼に基づく信用調査のうえ承認した顧客に対して、当社の連帯保証により提携金融機関が融資を行うものであります。

〔事業系統図〕

オリコグループの事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社 15社)				(所有)	
(株)C A L 信用保証	東京都 千代田区	50	信販業 (オートローン)	100.0	業務提携等
Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd.	タイ バンコク	937百万 タイバーツ	信販業	95.0 (85.0)	借入金に対する 債務保証等
Orico Auto Finance Philippines Inc.	フィリピン マニラ	600百万 フィリピンペソ	信販業	100.0	-
(株)オリコフォレント インシュア	東京都 港区	391	信販業 (家賃決済保証)	100.0	資金の供給 業務提携 役員の兼務等
(株)オリコビジネス& コミュニケーションズ	東京都 新宿区	100	その他の事業 (商物販・広告宣伝)	100.0	業務委託 役員の兼務等
(株)オートリ	東京都 新宿区	100	その他の事業 (業務受託事業・パー キング事業)	100.0	資金の供給 役員の兼務等
日本債権回収(株)	東京都 千代田区	700	その他の事業 (債権管理回収業)	100.0	資金の供給 業務提携 役員の兼務等
オリファサーピス債権回収(株)	東京都 新宿区	500	その他の事業 (債権管理回収業)	100.0	業務委託等
その他 7社					
(持分法適用関連会社 6社)					
伊藤忠オリコ保険サービス(株)	東京都 港区	100	その他の事業 (保険代理店業務)	35.0 (35.0)	業務提携等
(株)オリコオートリース	東京都 台東区	240	その他の事業 (オートリース業務)	50.0	業務提携 役員の兼務等
(株)オリコビジネスリース	東京都 台東区	240	その他の事業 (リース業務)	50.0	業務提携 役員の兼務等
LINE Credit株式会社	東京都 品川区	2,500	その他の事業 (貸金業)	15.0	-
その他 2社					
(その他の関係会社)				(被所有)	
(株)みずほフィナンシャル グループ (注) 2	東京都 千代田区	2,256,767	金融持株会社	48.9 (48.9)	役員の兼務
(株)みずほ銀行 (注) 2	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	48.6	資金の借入 業務提携 役員の兼務等
伊藤忠商事(株) (注) 2	東京都 港区	253,448	総合商社	16.5	業務提携 役員の兼務等

(注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有割合又は間接被所有割合で内数であります。

2. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

事業区分	従業員数(人)	臨時従業員数(人)
信販業	3,937	3,289
その他の事業	715	844
計	4,652	4,133

(注) 1. 信販業において特定のセグメントに区分できないため、信販業とその他の事業に区分して記載していません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託を含む)は最近1年間における平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	臨時従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,432	3,203	41.6	16.3	5,985,005

(注) 1. 提出会社において特定のセグメントに区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(嘱託を含む)は最近1年間における平均雇用人員であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 従業員数の内訳は、男性1,798人、女性1,634人です。

(3) 労働組合の状況

当社においてはオリエントコーポレーション労働組合(組合員数2,046人)があり、上部団体には加入していません。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社の「基本理念」は以下のとおりです。

『わたしたちは信頼関係を大切に、お客様の豊かな人生の実現を通じて社会に貢献する企業をめざします。』

また、以下の3つを「経営方針」としております。

常にお客様の立場を考えたサービスを提供する。
創造力豊かで挑戦する勇気のある人を育てる。
人間性を尊重し風通しの良い魅力ある職場をつくる。

なお、当社は基本理念等を踏まえ「何かをかなえようとする全ての人(お客様)に、もっと寄り添う存在でありたい」という思いをこめて、ブランドスローガン『かなえる、のそばに。』を制定しております。

(2) 経営戦略等

2020年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営方針において、「Innovation for Next Orico“新時代のオリコ”」を基本方針に掲げ、強固な収益体質の再構築と新たなビジネスモデルの創出を実現していきたいと考えております。そのために、カード・融資事業と決済・保証事業を「成長事業」、個品割賦事業と銀行保証事業を「基幹事業」とし、6つの基本戦略(デジタルイノベーションの実践、プロセスイノベーションの実践、アジアへの事業展開の拡大、オリコグループのシナジー拡大、コンサルティング営業の強化、サステナビリティ取組み強化)に基づくアプローチを徹底しており、基本戦略は着実に進捗しております。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

当社を取り巻く環境におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が国内外において深刻化しており、先行きにつきまして不透明感が増しております。

当社においては、中期経営方針2年目となる2021年3月期につきましては、危機管理を最優先とし、状況の変化に柔軟かつ適切に対応していくことが重要と考えており、「Innovation for Next Orico“新時代のオリコ”に向けた着実なる前進」を基本方針として取組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症が収束し経済活動が回復するまでは、営業収益を大きく伸ばさせていくことは困難であり、また新型コロナウイルス感染症が長期化すれば債権内容が劣化し貸倒関係費が増加することも懸念されます。そうした中で当社としては中期経営方針の基本戦略でもある「プロセスイノベーションの実践」を強化し、強固な収益体質を構築することで、新型コロナウイルス感染症の収束後に飛躍できるよう礎を固めることが重要であると認識しております。

[事業別の取組み]

成長事業

カード・融資事業のカードショッピングはキャッシュレス化が益々加速する中で、大型提携先の開発強化による会員基盤の更なる拡充やみずほグループとの連携強化によるシナジー効果を最大限取り込んでいくとともに、FinTech分野等での新規事業の創出にも挑戦してまいります。

決済・保証事業につきましては、家賃決済保証や売掛金決済保証等の取組強化に加え、小口リース保証の取組みも高度化してまいります。なお、当社の強みである与信・回収力を最大限生かした商品の開発やサービスの拡充に加え、家賃決済保証においては株式会社オリコフォレントインシュアとの一体運営により業界トップクラスのプレゼンス確立をめざしてまいります。

基幹事業

個品割賦事業につきましては、全国の営業店ネットワーク等を活用した「コンサルティング営業」の実践により、個品割賦市場におけるプレゼンスの維持・拡大に努めるとともに、お客さまのニーズを的確にとらえた付加価値の高い商品・サービスを提供する等、オリコグループシナジーを最大限発揮し新たな収益モデルの創出にも挑戦してまいります。

銀行保証事業につきましては、基幹システムを活用した与信モデルの高度化に取り組むとともに、株式会社みずほ銀行との連携強化や提携金融機関へオリコグループの決済・金融サービスを重層的に提案するなど、深度あるコミュニケーションに努め、より強固な収益基盤を構築してまいります。

当社は、今後も真に社会から存在意義を認められ、分割・決済ニーズのあるお客さまに最高の金融サービス・商品を提供することにより、お客さまの豊かな生活と夢の実現に貢献していくことを通じて、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を全社一丸となってめざしてまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業その他に関するリスクにつきましては、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。本項につきましては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大のリスクについて

新型コロナウイルス感染症の影響が国内外において深刻化しており、先行きにつきまして不透明感が増しております。当社では、2月以降緊急対策会議の開催、緊急事態宣言の発出に合わせた緊急対策本部の設置など、決済インフラの安定稼働、社員の安全確保、適切なお客さま対応等に努めておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が今後更に深刻化すれば、経営環境、信用リスク、流動性リスク等各リスクが高まり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経済環境等について

当社は、カード・融資事業、決済・保証事業、個品割賦事業、銀行保証事業等幅広く事業を推進しておりますが、個人消費の動向を含めた経済環境に大きく影響を受けます。当社は、プロセスイノベーションの実践、デジタルイノベーションの実践、コンサルティング営業の強化を基本戦略に据える等、市場環境の変化に迅速に対応する態勢整備に努めていますが、経済環境の著しい変化、競争の激化による手数料率の低下等により、将来業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 信用リスクについて

<貸倒引当金について>

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりますが、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により、貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなる可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響が国内外において深刻化していることを踏まえ、足元の状況から将来発生する損失を見積もり、貸倒引当金を追加で繰り入れておりますが、今後新型コロナウイルス感染症の影響が更に深刻化した場合、貸倒引当金を積み増しせざるを得なくなる可能性があります。

(4) 流動性リスクについて

当社は、金融機関からの借入れに加え、社債、コマーシャル・ペーパー、債権流動化等により資金調達を行っております。当社は、ALM（資産負債の総合管理）を行うことにより資金調達の安定化・効率化を図っておりますが、金融情勢の著しい変化が生じた場合や、当社の格付の大幅な見直しが行われた場合等には、円滑な資金の確保が困難となる、あるいは、通常よりも著しく不利な金利水準での資金調達を余儀なくされるなど、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 調達金利について

当連結会計年度末における借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーの残高は1兆7,348億円であります。当社は、ALM（資産負債の総合管理）を実施し、固定長期借入金の導入、金融派生商品の活用等、金利変動リスクへの適切な対応を進めておりますが、将来におきまして想定以上の金利の上昇、格付の大幅な見直し等により、調達金利の上昇が起こった場合は、金融費用が増加する可能性があります。また、調達金利の上昇分を運用金利に転嫁できない場合は業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産につきましては、将来の課税所得に関する予測に基づき計上しておりますが、実際の結果が、かかる予測と異なる可能性があります。また、将来におきまして繰延税金資産の一部の回収ができないと判断した場合及び税率の変更等、その他の予期せぬ理由により繰延税金資産を減額する場合は、業績及び株主資本比率に影響を及ぼす可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響が国内外において深刻化していることを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性の判断を行っておりますが、今後新型コロナウイルス感染症の影響が更に深刻化した場合、繰延税金資産を減額する可能性があります。

(7) 大規模災害等について

当社グループは、多くの支店、センターを配置していますが、大規模な地震・台風等の災害による被害を受ける可能性があります。また新型インフルエンザ等の感染症の流行により、業務運営に支障が生じる可能性があります。当社グループでは、緊急時を想定したコンティンジェンシープランの策定・訓練等、万々に備えた態勢整備に努めておりますが、想定以上の大規模事態が発生した場合、当社グループの業務運営に支障が生じ、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 規制・法令について

当社グループは現時点の法令等に従って業務を遂行する一方、法令により当局に登録又は許可が必要な事業を営んでおります。将来における法律、規則、政策、実務慣行等の変更が、当社グループの業務内容や業績等に影響を及ぼす可能性があります。また当社は、関係法令に係る業務の検証を実施し、その内容・結果をコンプライアンス委員会に報告することで、法令順守にむけて適正な管理・運営を図っていますが、万一法令に抵触する行為があった場合、当局から法令による処分を受ける可能性があります。その場合は業務に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社を含む当業界に特有の法律や影響を及ぼす可能性がある法律につきましては、以下のとおりであります。

「割賦販売法」

当社の主要業務である「個品割賦事業」「カード事業」は、割賦販売法が適用され、各種の業務規制を受けております。当社はその事業の継続のため、同法に基づき、関東経済産業局に「個別信用購入あっせん業者」・「包括信用購入あっせん業者」及び「クレジットカード番号等取扱契約締結業者」として業者登録を行っており、同法を遵守した業務運営を行う必要があります。

「出資法」、「利息制限法」並びに「貸金業法」

当社の「カード事業」及び「融資事業」における貸付取引には、出資法、利息制限法並びに貸金業法の規制を受けております。

当社の貸付は、従来の出資法に定める上限金利以下で行って行っておりましたが、利息制限法の上限金利を超えていたものがあったため、その超過利息の放棄・返還を行う場合があります。

当連結会計年度における超過利息の放棄・返還の総額は86億円となっており、今後の請求リスクに対応するため、当連結会計年度末現在で利息返還損失引当金を45億円繰り入れ、137億円計上しております。

当社はその事業の継続のため、貸金業法に基づき、関東財務局に「貸金業者」の登録を行っており、同法を遵守した業務運営を行う必要があります。

その他

犯罪収益移転防止法、個人情報保護法、資金決済法、消費者契約法、特定商取引法等を遵守した業務運営を行う必要があります。

(9) システムリスクについて

当社グループは、大規模なコンピューターシステムを保有しており、国内の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムと通信ネットワークを使用し情報を処理しております。当社グループは、システムの安定稼働に努めるとともに、不測の事態に備えた連絡体制や対応手順の整備、訓練等対策も講じておりますが、万一システムの大規模な誤作動等の事態が発生した場合、お客さまサービスに支障を来し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報リスクについて

当社グループは、事業の特性から、大量のお客さまの情報を取得、保有、利用しております。大切なお客さまの情報の漏えいを防ぐため、情報セキュリティ基本方針、個人情報保護指針を定め、役職員への教育・研修、システム上のセキュリティ対策等、様々な対策を講じています。しかしながら、万一当社グループ及び業務委託先において、外部からの不正アクセス、媒体運送中の事故もしくは内部関係者の関与等によって、重要な情報の漏えいが発生した場合、個人への損害賠償責任等の発生や法令に基づく処分等を受ける可能性があります。これにより、当社グループの信用力が毀損し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) サイバーセキュリティについて

当社グループは、外部からのサイバー攻撃に対して、システム上のセキュリティ対策に加え、役職員への教育・研修等様々な対策を講じています。しかしながら万一外部からのサイバー攻撃によって、コンピューターシステムの停止、データ改ざん、重要な情報の漏えい等が発生した場合、損害賠償、行政処分、当社グループの信用力の毀損等により、当社の業務に支障が生じた場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 主要株主との関係について

<株式会社みずほフィナンシャルグループについて>

株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下みずほ）は、みずほの子会社等も含め、2020年3月末現在、当社の48.98%の普通株式に加え優先株式を保有しており、当社はみずほの持分法適用関連会社として位置づけられております。みずほとは、2004年7月のリテール分野における包括業務提携以降もアライアンスを最大限に活用し、リテール金融分野における相互の業容拡大に努めております。加えて、みずほとは積極的な人的交流を行うとともに、役員も招へいしておりますが、会社の意思決定は独立しており、みずほが当社の意思決定を妨げたり、拘束したりする状況にはありません。しかしながら、みずほは当社の大株主であり、業容拡大においては、主要なパートナーであることから、みずほとの関係に今後何らかの変化があった場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

<伊藤忠商事株式会社について>

伊藤忠商事株式会社は、2020年3月末現在、16.52%の普通株式を保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社として位置づけられております。2005年2月に資本・業務提携契約を締結以降、アライアンスを最大限に活用し、リテール金融分野における相互の業容拡大に努めております。また、同社とは積極的な人的交流を行うとともに、役員も招へいしておりますが、会社の意思決定は独立しており、同社が当社の意思決定を妨げたり、拘束したりする状況にはありません。しかしながら、同社は当社の大株主であり、業容拡大においては、主要なパートナーであることから、同社との関係に今後何らかの変化があった場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) その他リスクについて

当社は、「総合リスク管理委員会」を設置し、当社業務に関する各種リスクを総合的に把握・管理するとともに、必要に応じて専門部署による適切なリスク管理体制を構築しておりますが、次のような事項が発生した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・提携先の法令違反等による消費者トラブルが、当社グループの社会的責任に発展した場合
- ・保有する投資有価証券（上場・非上場・関係会社株式等）等について市場価格の下落や投資先の価値の毀損があった場合
- ・保有する有形固定資産（土地・建物等）の時価が著しく下落等した場合
- ・当社及び当業界に関するネガティブな報道があった場合

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

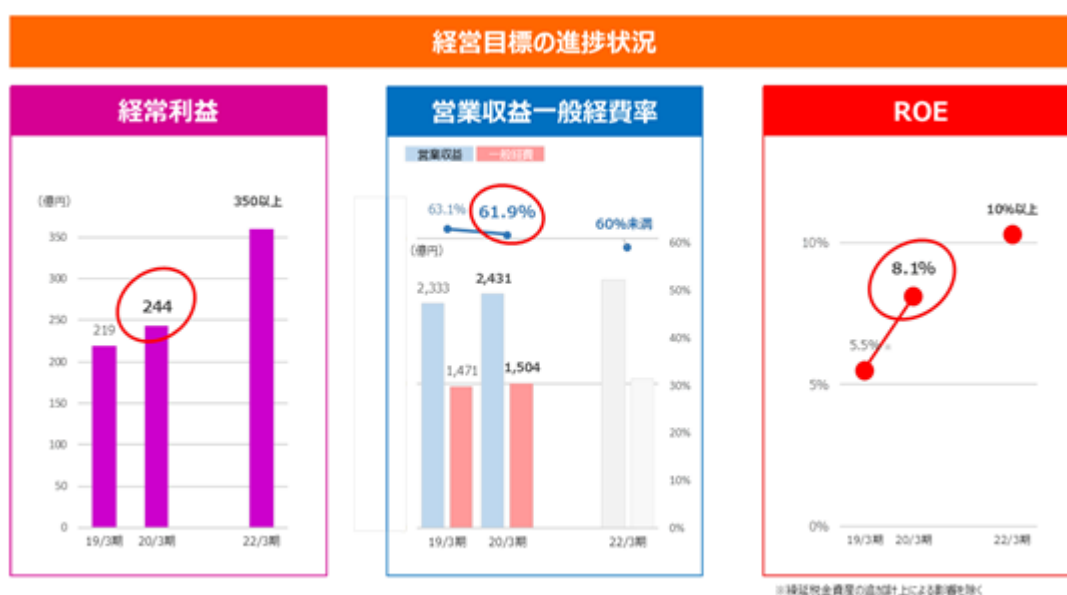
当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境等の改善を背景として個人消費に持ち直しが続くなど、緩やかな回復を見せておりましたが、年明け以降におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が国内外において深刻化しており、先行きにつきまして不透明感が増しております。

このような状況のなか、当社におきましては中期経営方針の初年度として、当期の基本方針に「Innovation for Next Orico “新時代のオリコ”に向けた確かなる始動」を掲げ、強固な収益体質の再構築と新たなビジネスモデルの創出に向け、6つの基本戦略（デジタルイノベーションの実践、プロセスイノベーションの実践、アジアへの事業展開の拡大、オリコグループのシナジー拡大、コンサルティング営業の強化、サステナビリティ取組み強化）に基づくアプローチを徹底してまいりました。

その結果、中期経営方針に掲げる経営目標の進捗状況としては、概ね順調なスタートとなりました。



当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、2,431億円（前年比97億円増）となりました。

事業別の状況につきましては、カード・融資事業ではカードショッピングの取扱高及びカードショッピングリボ残高が増加し、融資残高が減少となりましたが、事業収益は増加いたしました。

決済・保証事業では、家賃決済保証や売掛金決済保証等の取扱高が増加したことに加え、連結子会社である株式会社オリコフォレントインシュアが寄与したこと等により増収となりました。

個品割賦事業では、取扱高が前年を上回ったことにより事業収益が増加いたしました。

銀行保証事業では、保証残高が減少したことにより、事業収益は減少となりました。

営業費用につきましては、2,186億円（前年比72億円増）となりました。

基幹システム稼動に伴う償却費は前年比45億円増加しましたが、プロセスイノベーションの実践に取組んだ結果、一般経費の増加額は33億円に留まりました。また、貸倒関係費は新型コロナウイルス感染症の影響が国内外において深刻化していることを踏まえ、足元の状況から将来発生する損失を見積もり、貸倒引当金を追加で繰り入れております。

以上の結果、経常利益244億円（前年比24億円増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては206億円となりましたが、前期に繰延税金資産の増加に伴う法人税等調整額を計上したこと等により前年比減少となりました。

当期の業績

営業収益	2,431億円 (前期比 4.2%増加)	営業利益	244億円 (前期比 11.3%増加)
経常利益	244億円 (前期比 11.3%増加)	親会社株主に帰属する当期純利益	206億円 (前期比 28.5%減少)

事業収益構成比

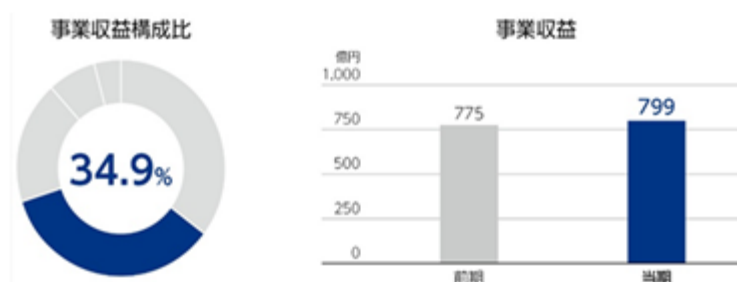


セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(参考資料) 事業収益の事業別内訳

事業	前連結会計年度	当連結会計年度	前年比
	金額(億円)	金額(億円)	増減率(%)
カード・融資 (内、カードショッピング)	775 (503)	799 (542)	3.1 (7.8)
決済・保証	158	168	6.3
個品割賦	775	808	4.2
銀行保証	438	422	3.5
その他	99	91	7.5
計	2,247	2,292	2.0

カード・融資事業



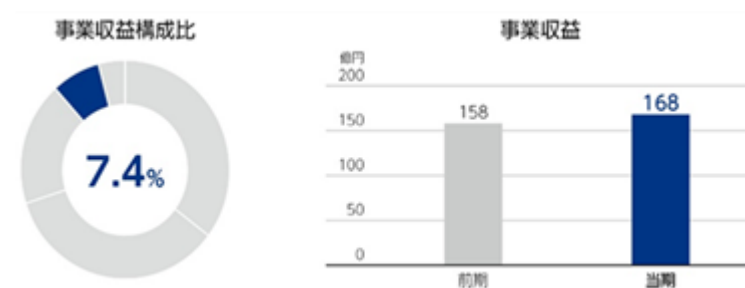
当社はキャッシュレス・消費者還元事業への参画のほか、地域金融機関と協同によるクレジットカード決済インフラの普及に向けた支援等、キャッシュレス化の促進にも注力しております。

カードショッピングにつきましては、ポイント還元率の高いプロパーカードである「Orico Card THE POINT」や大型提携カードである「コストコグローバルカード」が好調に推移したこと等により取扱高が増加し、カードショッピングリボ残高も着実に増加いたしました。なお、第4四半期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により取扱高伸長率は鈍化しております。

融資につきましては、ローンカードの新規会員向け稼働促進施策等を実施いたしました。融資残高は前期末を下回りました。

これらの結果、カードショッピングの事業収益は542億円(前年比7.8%増)、融資の事業収益は256億円(前年比5.5%減)となり、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、799億円(前年比3.1%増)となりました。

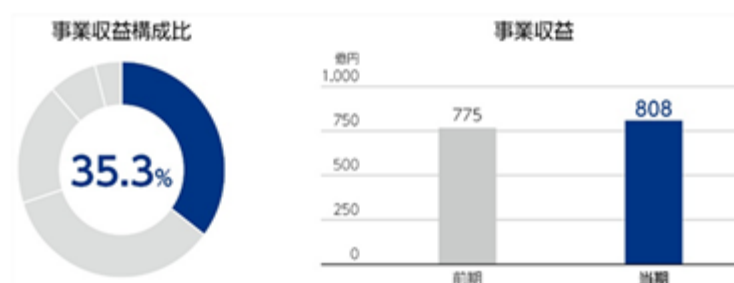
決済・保証事業



決済・保証事業につきましては、家賃決済保証における新規提携先開拓の強化や、売掛金決済保証における大型提携先への推進強化などにより取扱高は前年を上回りました。なお、家賃決済保証では、当社の営業部門・事務部門を株式会社オリコフォレントインシュアに移行し、一体運営の態勢を整備しております。

これらの結果、決済・保証事業の事業収益は、168億円（前年比6.3%増）となりました。

個品割賦事業



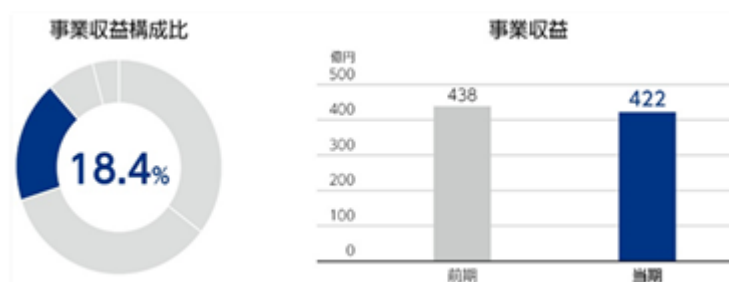
個品割賦事業におきましては、大型提携先への推進強化やWebを活用した多彩な商品の提供などによるお客さまの利便性向上にも注力してまいりました。

オートローンにつきましては、中古車専門店の取扱いが増加したことに加え、お客さまのニーズを捉えた商品の拡充等によりオートリースが好調に推移し、海外でのオートローンも営業拠点を新たに開設するなど順調に拡大したことから取扱高は前年を上回りました。なお、第4四半期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により取扱高は前年同期を下回りました。

ショッピングクレジットにつきましては、住宅リフォームの取扱いが増加したこと等により、取扱高は前年を上回りました。なお、第4四半期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により主に住宅リフォームにおいてサプライチェーン停滞に伴う納期の遅れの影響を受けたこと等により取扱高は落ち込みました。

これらの結果、個品割賦事業の事業収益は、808億円（前年比4.2%増）となりました。

銀行保証事業



銀行保証事業につきましては、与信管理厳格化の取組み等により保証残高は減少となりました。引き続き金融機関との深度あるコミュニケーションに努め、ニーズに適応した幅広い商品の提供にも注力してまいります。

この結果、銀行保証事業における事業収益は、422億円（前年比3.5%減）となりました。

その他事業

日本債権回収株式会社等のサービサー会社2社をはじめ、クレジット関連業務の各種業務代行や情報処理サービス等を担うグループ会社各社は、主要業務の成長とその周辺業務の拡大及びグループ内での連携による生産性向上に取り組んでおります。

これらの結果、その他事業における事業収益は91億円（前年比7.5%減）となりました。

なお、2019年5月に、LINE Financial株式会社、株式会社みずほ銀行及び当社を引受先とした、LINE Credit株式会社による第三者割当増資が完了し、同社を当社の持分法適用関連会社としております。これにより当社は、共同事業による新たなマーケットへの融資事業の拡大、及び多様なデータの活用によるデータビジネスへの挑戦など、新たなビジネスへの展開をめざしてまいります。

また、2019年9月に、フィリピンにファイナンス会社を設立し、フィリピンでのオートローン事業に参入しております。当社がこれまで日本国内やタイで培ったノウハウを最大限活用し、他社との差別化を図りながらアジアでの収益拡大を担う重要な子会社をめざすとともに、オートローン事業の拡大を通じて、フィリピンの自動車市場の発展に貢献できるよう努めてまいります。

(2) 財政状態

資産の部

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末に比べ418億円増加し、5兆5,847億円となりました。

信販業の営業資産である割賦売掛金と信用保証割賦売掛金の合計額は3兆8,633億円と前連結会計年度末に比べ278億円減少し、これらの営業資産に資産流動化受益債権を加えた合計額につきましては、4兆4,701億円と前連結会計年度末より402億円増加しており、総資産に対する構成比が80.0%となっております。

割賦売掛金につきましては、1兆2,309億円と前連結会計年度末に比べ711億円増加しました。

信用保証割賦売掛金につきましては、2兆6,323億円と前連結会計年度末に比べ990億円減少しております。

負債の部

当連結会計年度末の総負債は前連結会計年度末に比べ467億円増加し、5兆3,332億円となりました。信用保証買掛金につきましては、2兆6,323億円と前連結会計年度末に比べ990億円減少しております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、社債、長期借入金を含めた有利子負債の合計額につきましては1兆7,348億円（前年度末比761億円増）となりました。

利息返還損失引当金につきましては、利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における利息返還損失引当金の計上額は137億円（前年度末比40億円減）となりました。

純資産の部

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ48億円減少し、2,515億円となりました。

利益剰余金につきましては、前連結会計年度末に比べ2億円減少し988億円となりました。連結自己資本比率は前連結会計年度末の4.6%より0.1ポイント低下し4.5%となっております。

(3) キャッシュ・フロー

(資本の財源及び資金の流動性に係る情報)

当社グループの主な事業内容は「信販業」であり、カード・融資事業や決済保証等の成長事業において取扱高が大きく拡大する状況が継続していることに加え、基幹事業である個品割賦事業における営業資産が拡大しております。

主な資金需要としましては、加盟店への立替金や顧客への融資金、また一般管理費等の営業費用並びにソフトウェア等の固定資産への投資等があります。

資金調達においてはマーケット環境の変化にも注視しつつ、手許自己資金のほか、借入金に加えて社債や商業・ペーパー等様々な調達手段を駆使しながら安定的かつ効率的に資金を確保しております。また、保有する営業資産を活用した債権流動化による資金調達も継続的に実施しております。

なお、突発的な資金需要に備え、手許自己資金に加えてコミットメントライン契約や親密金融機関からの当座借越枠等で流動性リスクに備えております。

各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動による資金の減少は、667億円(前年比250億円の支出増)となりました。

これは、主にカードショッピングや個品割賦等の取扱高増加により、割賦売掛金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動による資金の減少は、122億円(前年比152億円の支出減)となりました。

これは、保有不動産を売却した一方で、基幹システム稼動に関連し、ソフトウェアを取得したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動による資金の増加は、558億円(前年比924億円の支出増)となりました。

これは、配当金の継続や第一回I種優先株式の買入償還をすすめるなか、取扱高の拡大に伴い必要資金が増加したため、借入金や商業・ペーパーの調達を増額したこと等によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ231億円減少し、3,002億円となりました。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、新型コロナウイルス感染症による影響につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しております。

連結営業実績は次のとおりであります。

区分		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	対前年増減
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業 収益	信販業	216,916	221,807	4,890
	包括信用購入あっせん収益	50,330	54,256	3,925
	個別信用購入あっせん収益	77,299	80,468	3,169
	信用保証収益 (注) 2	59,829	59,281	547
	融資収益	27,442	25,728	1,714
	その他	2,014	2,072	57
	その他の事業	7,819	7,396	423
小計		224,736	229,203	4,467
金融収益		2,080	2,124	43
その他の営業収益		6,553	11,806	5,253
合計		233,369	243,135	9,765

(注) 1. 上記金額は、消費税等を除いて表示しております。

2. 事業収益の信用保証収益には、個品割賦による収益が次のとおり含まれております。

(前連結会計年度) (当連結会計年度)

信用保証収益に含まれる
個品割賦収益

14,246百万円	15,146百万円
-----------	-----------

3. 事業収益の各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

(前連結会計年度) (当連結会計年度)

包括信用購入あっせん収益	17,483百万円	18,280百万円
個別信用購入あっせん収益	47,770	48,278
融資収益	14,888	13,565

計 80,142 80,124

4. 事業収益の事業別内訳

事業		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	対前年増減
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業 収益	カード・融資	77,506	79,944	2,438
	決済・保証	15,876	16,881	1,004
	個品割賦	77,589	80,886	3,296
	銀行保証	43,816	42,292	1,523
	その他	9,946	9,197	749
計		224,736	229,203	4,467

5. 信販業の主要部門における取扱高

部門	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
包括信用購入あっせん	2,163,527	2,419,253	255,726
個別信用購入あっせん	1,822,655	1,929,802	107,147
信用保証 (注) 1	918,741	897,282	21,458
融資	151,459	141,134	10,325
計	5,056,384	5,387,473	331,089

(注) 1. 取扱高の信用保証には、個品割賦による取扱高が次のとおり含まれております。

(前連結会計年度)

(当連結会計年度)

信用保証に含まれる
個品割賦取扱高

355,738百万円

376,393百万円

2. 取扱高の事業別内訳

事業	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
カード・融資	2,314,987	2,560,388	245,400
決済・保証	1,051,474	1,197,034	145,560
個品割賦	1,280,905	1,314,300	33,395
銀行保証	542,315	497,200	45,114

(連結営業資産残高)

事業	第59期 (2019年3月31日)		第60期 (2020年3月31日)		対前年増減	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	増減率 (%)
カード・融資	374,379	9.7	338,429	8.9	35,950	9.6
(債権を流動化した残高)	(327,682)		(354,631)		(26,949)	(8.2)
(流動化を含む残高)	(702,061)		(693,060)		(9,000)	(1.3)
クレジットカード	200,986	5.2	167,877	4.4	33,108	16.5
(債権を流動化した残高)	(293,032)		(323,405)		(30,373)	(10.4)
(流動化を含む残高)	(494,018)		(491,282)		(2,735)	(0.6)
ショッピング	161,781	4.2	129,219	3.4	32,561	20.1
(債権を流動化した残高)	(234,721)		(270,578)		(35,857)	(15.3)
(流動化を含む残高)	(396,502)		(399,798)		(3,296)	(0.8)
キャッシング	39,204	1.0	38,657	1.0	547	1.4
(債権を流動化した残高)	(58,311)		(52,826)		(5,484)	(9.4)
(流動化を含む残高)	(97,515)		(91,484)		(6,031)	(6.2)
一般個人ローン	173,393	4.5	170,551	4.5	2,841	1.6
(債権を流動化した残高)	(34,650)		(31,226)		(3,423)	(9.9)
(流動化を含む残高)	(208,043)		(201,778)		(6,265)	(3.0)
決済・保証	104,598	2.7	112,883	3.0	8,284	7.9
個品割賦	1,962,493	51.0	2,035,810	53.2	73,316	3.7
(債権を流動化した残高)	(1,254,828)		(1,335,979)		(81,150)	(6.5)
(流動化を含む残高)	(3,217,322)		(3,371,789)		(154,466)	(4.8)
オートローン	1,189,339	30.9	1,235,341	32.3	46,002	3.9
(債権を流動化した残高)	(783,096)		(843,853)		(60,756)	(7.8)
(流動化を含む残高)	(1,972,435)		(2,079,195)		(106,759)	(5.4)
ショッピング	773,154	20.1	800,468	20.9	27,313	3.5
(債権を流動化した残高)	(471,731)		(492,125)		(20,393)	(4.3)
(流動化を含む残高)	(1,244,886)		(1,292,593)		(47,707)	(3.8)
銀行保証	1,321,018	34.3	1,259,319	32.9	61,698	4.7
その他(住宅ローン等)	86,815	2.3	78,377	2.0	8,438	9.7
(債権を流動化した残高)	(6,576)		(5,472)		(1,103)	(16.8)
(流動化を含む残高)	(93,391)		(83,850)		(9,541)	(10.2)
合計	3,849,306	100.0	3,824,819	100.0	24,486	0.6
(債権を流動化した残高)	(1,589,086)		(1,696,083)		(106,996)	(6.7)
(流動化を含む残高)	(5,438,393)		(5,520,903)		(82,510)	(1.5)

4【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

5【研究開発活動】

記載すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において、当社が実施いたしました設備投資並びに設備の除却及び売却のうち、主なものは以下のとおりであります。なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

(1) 主要な設備投資

中期経営方針に沿ったサービス向上や各種法制度対応等のシステム投資を行いました。この結果、当連結会計年度のシステム投資は112億円となりました。

(2) 主要な設備の除却及び売却

区分	事業所名	事業区分	設備の内容	前期末帳簿価額 (百万円)	売却年月
売却	福岡朝日ビル (福岡県福岡市)	信販業	事務所	5,748	2019年9月

- (注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、信販業として記載しております。
2. 区分所有物件であり、前期末帳簿価額は所有持分の数値を記載しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりであります。なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

2020年3月31日現在

事業所名	事業区分	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)	
			建物及び構 築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (有形固定 資産) (百万円)	その他有 形固定資 産 (百万円)	ソフトウ エア (百万円)	その他 (百万円)		合計 (百万円)
本社部門 (東京都千 代田区他)	信販業	営業用 設備	12,427	0	36,196 (23)	1,467	1,117	126,237	1,406	178,853	810 [135]
支店	信販業	営業用 設備	4,203	-	10,610 (4)	470	232	-	-	15,517	2,622 [3,068]
厚生施設他	信販業	その他の 設備	3,110	-	13,936 (20)	-	6	-	-	17,053	- [-]

- (注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、信販業として記載しております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数の [] は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在の当社における計画中の主なものは次のとおりであります。なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

(1) 重要な設備の新設等

当社は、中期経営方針の実現に向け、新商品および新サービスに加え、新しい生活様式に対応した働き方を促進するための投資を行うこととしております。

(2) 重要な設備の除却等

記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,825,000,000
I種優先株式	140,000,000
計	1,965,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,718,494,703	1,718,494,703	東京証券取引所 市場第一部	(注)1, 2, 3
第一回I種優先株式	35,000,000	35,000,000	非上場・非登録	(注)2, 3, 4, 5
計	1,753,494,703	1,753,494,703	-	-

- (注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、議決権を有しております。
 2. 当社の株式の単元株式数は、普通株式が100株、第一回I種優先株式(以下「I種優先株式」という。)は1,000株であります。
 また、I種優先株式は議決権を有しないこととしております。これは、資本の増強にあたり既存株主への影響を考慮したためであります。
 3. 当社におけるすべての種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
 4. I種優先株式の内容は次のとおりであります。
 (1) 優先株主配当金

優先配当金の額

当社は2010年4月1日(但し、同日に開始する事業年度以前の事業年度において剰余金の配当を行うときは、当該事業年度の初日とする。以下「優先配当開始事業年度初日」という。)以降、剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株式を有する株主(以下「I種優先株主」という。)又はI種優先株式の登録株式質権者(以下「I種登録株式質権者」という。)に対し、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、I種優先株式1株当たり、I種優先株式1株当たりの払込金額(1,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記に定める年率(以下「I種配当年率」という。)を乗じて算出した額の配当金(以下「I種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該事業年度において後記に定めるI種優先中間配当金を支払ったときは、当該I種優先中間配当金を控除した額とする。

I種配当年率は、優先配当開始事業年度初日以降、次回年率修正日の前日までの各事業年度について、以下に掲げる事業年度の区分に応じて、対応する各算式により計算される年率とする。

2017年3月31日までに終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00%

2018年3月31日に終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 1.00% ×
 $122 \div 365 + 2.75\% \times 243 \div 365$

2018年4月1日以降に終了する事業年度：I種配当年率 = 日本円TIBOR(6ヵ月物) + 2.75%

- ・年率修正日は、優先配当開始事業年度初日以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・日本円TIBOR（6ヵ月物）は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として公表される数値の平均値を指すものとする。

優先中間配当金の額

当社は、優先配当開始事業年度初日以降、中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されたI種優先株主又はI種登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき各事業年度におけるI種優先配当金の2分の1の額の金銭（以下「I種優先中間配当金」という。）を支払う。但し、2018年3月31日に終了する事業年度におけるI種優先中間配当金の額は、I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）に、当該事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）の2分の1に0.7938%を加えた比率を乗じて算出した額とする。

非累積条項

ある事業年度においてI種優先株主又はI種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

参加条項

I種優先配当金が支払われた後に分配可能額があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、I種優先配当金（I種優先中間配当金を含む。）と1株につき同額に至るまで剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うことができ、さらに分配可能額について剰余金の配当（中間配当を含む。）を行うときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の配当財産を交付する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、I種優先株主又はI種登録株式質権者に対し普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、I種優先株式1株につき1,000円を支払う。I種優先株主又はI種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

I種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(4) 強制取得

当社は、いつでもI種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、I種優先株式を取得するのと引換えに、後記に定める額の金銭を交付するものとする。I種優先株式の一部を取得する場合、取得される株式は按分比例により決定する。

I種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、1株につき1,050円に、優先配当開始事業年度初日以降は取得日の属する事業年度におけるI種優先配当金の額を当該事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割計算した額（但し、取得日が2017年4月1日から2018年3月31日までの間の日である場合には以下に定める修正加算額とする。）を加算した額とする。但し、取得日の属する事業年度においてI種優先中間配当金を既に支払ったときは、その額を控除した金額とする。

修正加算額 = I種優先株式1株当たりの払込金額（1,000円）×（a1×b÷365 + a2×c÷365）

なお、上記算式における各記号は以下の意味を有する。

a1 = 2018年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 1.00%

b = 2017年4月1日から取得日までの日数（2017年4月1日及び取得日を含む。但し、2017年8月1日以降の日数を除く。）

a2 = 2018年3月31日に終了する事業年度にかかる日本円TIBOR（6ヵ月物）+ 2.75%

c = 2017年8月1日から取得日までの日数（2017年8月1日及び取得日を含む。但し、取得日が2017年7月31日以前の場合には、零とする。）

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合、分割又は無償割当ては行わない。当社はI種優先株主には、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

- 5 . 2007年5月発行のI種優先株式1億4,000万株は、金銭以外の財産を出資の目的としたものであり、その財産の内容及び価額は次のとおりであります。

株式会社みずほ銀行の当会社に対して有する株式会社みずほ銀行と当会社との間に次に掲げる各契約に基づく元本債権（但し、次に掲げる順序に従って元本金額の総額が140,000,000,000円に満つるまでの部分に限る。）

(1) 2006年7月26日付金銭消費貸借契約証書

(2) 2004年6月30日付金銭消費貸借契約証書

(3) 2003年3月31日付特別当座貸越約定書（2003年3月31日付連動金利適用に関する特約書、2003年12月30日付変更契約証書、2004年3月12日付変更契約証書、2004年3月31日付変更契約証書、2004年4月30日付変更契約証書、2004年6月30日付変更契約証書、2005年1月17日付変更契約証書、2005年3月18日付変更契約証書、2005年3月31日付変更契約証書、2005年9月30日付変更契約証書、2006年3月31日付変更契約証書、2006年9月29日付変更契約証書による変更を含む。）

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の（ストック・オプション等関係）に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2015年7月31日(注)1	普通株式 465,000	普通株式 1,281,193 優先株式 266,240	-	150,013	-	848
2015年8月10日(注)1	普通株式 436,714	普通株式 1,717,907 優先株式 266,240	-	150,013	-	848
2015年9月8日(注)2	優先株式 126,240	普通株式 1,717,907 優先株式 140,000	-	150,013	-	848
2015年4月1日～ 2016年3月31日(注)3	普通株式 43	普通株式 1,717,951 優先株式 140,000	2	150,015	2	850
2016年4月1日～ 2017年3月31日(注)3	普通株式 212	普通株式 1,718,163 優先株式 140,000	12	150,028	12	863
2017年6月27日(注)2	優先株式 70,000	普通株式 1,718,163 優先株式 70,000	-	150,028	-	863
2017年4月1日～ 2018年3月31日(注)3	普通株式 183	普通株式 1,718,346 優先株式 70,000	12	150,040	12	875
2018年11月14日(注)2	優先株式 20,000	普通株式 1,718,346 優先株式 50,000	-	150,040	-	875
2018年4月1日～ 2019年3月31日(注)3	普通株式 36	普通株式 1,718,383 優先株式 50,000	3	150,044	3	879
2019年11月14日(注)2	優先株式 15,000	普通株式 1,718,383 優先株式 35,000	-	150,044	-	879
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)3	普通株式 111	普通株式 1,718,494 優先株式 35,000	7	150,051	7	886

(注)1. 優先株式の取得請求権が行使されその対価として普通株式を交付したことによるものであります。

2. 自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

3. 新株予約権(ストック・オプション)の行使によるものであります。

(5)【所有者別状況】

普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	38	50	348	192	34	28,978	29,640	-
所有株式数(単元)	-	10,804,651	215,381	3,592,896	627,218	1,669	1,942,040	17,183,855	109,203
所有株式数の割合(%)	-	62.87	1.25	20.90	3.65	0.00	11.30	100.00	-

(注) 1. 当期末現在の自己株式は6,217株であり、「個人その他」の欄に62単元及び「単元未満株式の状況」の欄に17株を含めて記載しております。

2. 株式会社証券保管振替機構名義の株式は、「その他の法人」の欄に5単元を含めて記載しております。

第一回I種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	35,000	-	-	-	-	-	35,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】

普通株式及び第一回I種優先株式の合計所有株式数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	871,403	49.69
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	284,049	16.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	126,789	7.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	29,972	1.70
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	15,362	0.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	13,401	0.76
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	11,500	0.65
J P MORGAN CHASE BANK 385151	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5J P, UNITED KINGDOM	11,085	0.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,843	0.61
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A	8,252	0.47
計	-	1,382,661	78.85

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10位は、以下のとおりであります。

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合(%) (注)1
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	8,364,031	48.67
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	2,840,499	16.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,267,891	7.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	299,728	1.74
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	153,625	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	134,019	0.77
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	115,000	0.66
J P MORGAN CHASE BANK 385151	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5J P, UNITED KINGDOM	110,853	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	108,439	0.63
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A	82,524	0.48
計	-	13,476,609	78.42

(注)1. 総株主の議決権については、「(7) 議決権の状況」の「発行済株式」に記載しております。

2. 普通株式及び第一回I種優先株式の大株主の状況は、以下のとおりであります。

普通株式

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式(自己株 式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	836,403	48.67
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	284,049	16.52
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	126,789	7.37
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	29,972	1.74
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	15,362	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	13,401	0.77
日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	11,500	0.66
J P MORGAN CHASE BANK 385151	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5 J P, UNITED KINGDOM	11,085	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,843	0.63
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A	8,252	0.48
計	-	1,347,661	78.42

第一回I種優先株式

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	種類ごとの発行 済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	35,000	100.00

3. 2019年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、銀行等保有株式取得機構が2019年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、「大株主の状況」欄は当社の株主名簿に基づいて記載しております。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	銀行等保有株式取得機構
住所	東京都中央区新川2丁目28番1号
保有株券等の数	普通株式 114,820千株
株券等保有割合	6.49%

4. 2019年11月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行の共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2019年11月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、「大株主の状況」欄は当社の株主名簿に基づいて記載しております。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

共同保有者	アセットマネジメントOne株式会社
住所	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
保有株券等の数	普通株式 17,568千株
株券等保有割合	1.00%

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回I種 優先株式 35,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 56,200	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,718,329,300	17,183,293	(注)1,2,3
単元未満株式	普通株式 109,203	-	(注)1,4
発行済株式総数	1,753,494,703	-	-
総株主の議決権	-	17,183,293	-

(注)1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式500株を含めて記載しております。また、議決権の数は同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個を含めて記載しております。
3. 株式数は、当社の株式給付信託(BBT)において資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式1,381,900株が含まれております。また、議決権の数は同信託銀行株式会社が所有する議決権の数13,819個が含まれております。
4. 1単元(100株)未満の株式であります。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町 5丁目2番地1	6,200	-	6,200	0.00
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田 錦町3丁目13番	50,000	-	50,000	0.00
計	-	56,200	-	56,200	0.00

(注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 当社の持分法適用関連会社であります。
3. 当社の株式給付信託(BBT)において資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式1,381,900株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.08%)は、上記の自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2017年5月11日開催の取締役会において、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2017年6月27日開催の第57期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議し、本株主総会において決議されました。

(1) 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役（社外取締役を除く。以下、断りがない限り、同じとする。）及び執行役員（以下「取締役等」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

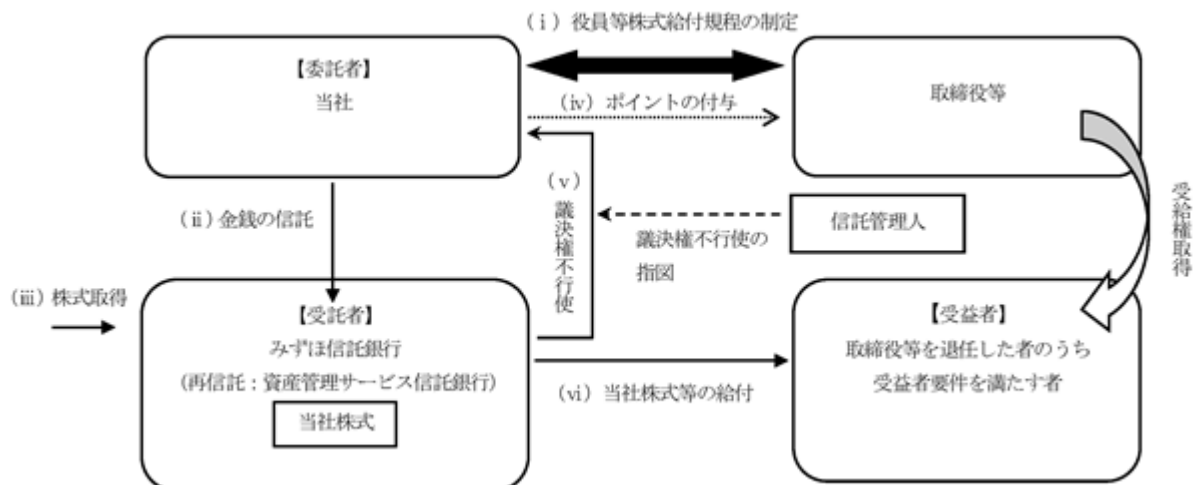
なお、本制度の導入に伴い、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬枠を廃止し、以後、取締役等に対し、新たに、ストックオプションとしての新株予約権の付与は行わないこととしております。

(2) 本制度の概要

本制度の概要

本制度は当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員等株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

< 本制度の仕組み >



- () 当社は、本制度について本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員等株式給付規程」を制定します。
- () 当社は、()の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- () 本信託は、()で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- () 当社は、「役員等株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- () 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- () 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員等株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」という。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。但し、取締役等が役員等株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

本制度の対象者

取締役及び執行役員（なお、社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とする。）

信託期間

2017年9月15日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続する。）

信託金額（報酬等の額）

当社は、2018年3月末日で終了する事業年度から2020年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出します。

まず、当社は、上記の信託期間の開始時に、当初対象期間に対応する必要資金として400,000,000円（うち取締役分として177,000,000円）を上限とした資金を本信託に拠出します。また、当初対象期間経過後も本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに400,000,000円（うち取締役分として177,000,000円）を上限として本信託に追加拠出することとします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格。）と追加拠出される金銭の合計額は、400,000,000円（うち取締役分として177,000,000円）を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、1,680,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示します。

取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員等株式給付規程に基づき予め定めた役員毎の株式報酬基準額に、業績達成度等を勘案して決定する支給率（0%～150%の範囲）を乗じて算出される株式報酬金額に相当するポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、560,000ポイント（うち取締役分として248,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（但し、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う。）。

下記の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。）。

当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。但し、役員等株式給付規程に定める要件を満たさず場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又はその時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記により当社及び当社役員と利害関係のない団体へ寄附されるか、又は取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

(3) 本信託の概要

名称	: 株式給付信託 (B B T)
委託者	: 当社
受託者	: みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者 : 資産管理サービス信託銀行株式会社)
受益者	: 取締役等を退任した者のうち役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社と利害関係のない第三者を選定
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
本信託契約の締結日	: 2017年9月15日
金銭を信託する日	: 2017年9月15日
信託の期間	: 2017年9月15日から信託終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号の規定に基づく第一回I種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年10月30日)での決議状況 (取得日 2019年11月14日)	15,000,000	16,019,550,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	15,000,000	16,019,550,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	15,000,000	16,019,550,000	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	490	69,743
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡し)	-	-	-	-
保有自己株式数	6,217	-	6,217	-

(注) 当期間における自己株式の処分株式数及び処分価額の総額には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権(ストック・オプション)の権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社における株主還元にあたっての基本方針は、強固な経営基盤を築くことにより、適正な自己資本の水準を確保しつつ安定的・継続的な配当を実施することとしており、また優先株式を買入れ償還することも当社の重要な経営課題としております。

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当に関する決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当期における期末配当金につきましては、普通株式は1株当たり3円、第一回I種優先株式は定款に定められた配当金(1株当たり28円76銭)といたしました。

(注) 当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,155	3.00
	第一回 種優先株式	1,006	28.76

2020年3月期を初年度とする中期経営方針期間においては、上記の基本方針の下での具体的な対処として、連結普通配当性向20%を目処に配当を実施していく考えであります。

また、適正な自己資本水準の確保を前提に、中期経営方針最終年度である2022年3月期を目処に、優先株式の償還完了をめざしてまいります。

次期の配当金につきましては、現時点では未定とさせていただきますが、連結業績の合理的な予想が開示可能となった時点で併せて公表する考えです。

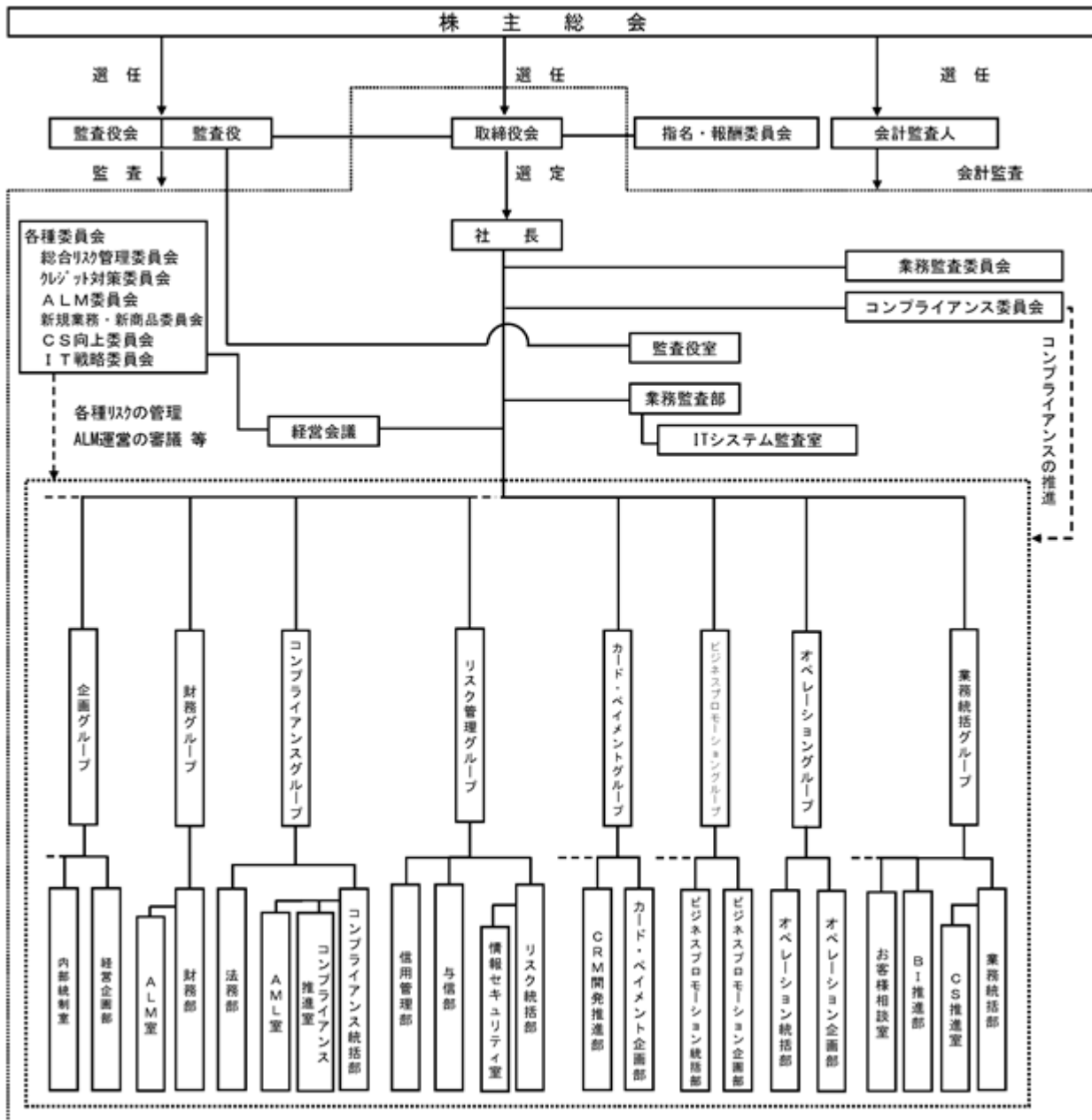
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の基本理念等に基づき、目指すべき姿として『真に社会から存在意義を認められ、分割・決済ニーズのあるお客さまに最高の金融サービス・商品を提供することにより、お客さまの豊かな生活と夢の実現に貢献』を掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。このためには、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果断な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る業務執行組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



2020年6月26日現在 抜粋

(2) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、監査役制度を採用しており、株主總會の下に法定機関である取締役会、監査役会を置くほか、経営会議を設けております。また、激変する経済情勢や多様化するお客さまニーズ・加盟店ニーズに即応し、業務執行の迅速化・効率化を実現するため、2002年6月より執行役員制度を導入しております。

ロ. 会社の機関の内容

取締役会は、取締役13名で構成されており、うち5名が社外取締役であります。原則として毎月開催され、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。なお、社外取締役は客観的な視点や広範な視野からの適宜必要な発言に加え、経営の意思決定の適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、社外からの経営に対する監視の観点については、社外監査役による監査を実施しており、十分に機能しております。

監査役会は、監査役5名で構成されており、うち3名が社外監査役であります。原則として毎月開催され、監査の方針・計画・方法及びその他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。各監査役は、これらの決定に基づき、取締役会を始めとする重要な会議への出席や社長・会長及び社外取締役との意見交換、業務執行及び財産管理の状況調査等を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人及び内部監査部門と定期的に、お互いの情報交換を行うなどの連携をとり、監査の実効性を高めております。当事業年度においては、会計監査人との間で14回、内部監査部門との間で11回、定期的な会合を実施いたしました。なお、監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は監査役の職務を補助する体制をとっております。

経営会議は、代表取締役その他関連する重要な組織の長等で構成されており、原則週1回の開催により、取締役会付議事項の事前審議及び取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行っております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として設置しており、委員の構成は3名以上で過半数を独立社外取締役とし取締役社長も含めることとしております。現在の委員長は代表取締役社長（飯盛 徹夫）が務めており、独立社外取締役2名の計3名で構成されております。取締役会から諮問を受けた役員の人事や報酬に関する事項について審議を行い、審議結果を取締役に答申しております。

業務監査委員会は、内部監査における業務執行に関する知見や専門的・客観的意見を取り入れることにより内部監査の充実を図ることを目的として設置しております。現在の委員長は取締役会長（河野 雅明）が務めており、計6名の委員で構成されております。

コンプライアンス委員会は、取締役会の委託を受けた委員会として、当社及び当社グループ会社にコンプライアンスの定着を進め、社会に貢献する企業としての企業価値の向上を図ることを目的として設置しております。現在の委員長は代表取締役専務（三宅 幸宏）が務めており、計16名の委員で構成されております。

ハ. 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款に定めております。

ニ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

企業統治の体制を採用している理由

当社は、社外取締役を5名（うち、独立社外取締役3名）選任した上で、監査役会や内部監査部門、内部統制部門等との連携を図っていく形のガバナンス体制を採用しております。この体制は監査役の機能に加えて、経営に対する監督機能の強化を可能とするものと考えております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、基本理念及び経営方針を定め、これらに基づいて、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社の子会社等の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「基本理念」、「経営方針」のもと、当社及び当社の子会社等の全役員及び全従業員を対象として「行動指針」及びコンプライアンスに関する行動規準である「The Orico Group Code」を制定し、その徹底を図ります。
- ・ 取締役会を定期的開催するなどにより、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための体制を確保します。
- ・ コンプライアンスに関する事項の審議等を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、当社及び当社の子会社等におけるコンプライアンスの推進を図ります。また、適正な業務運営を確保するための内部管理態勢を整備することにより、法令及び社内規程等を遵守します。
- ・ 内部通報制度を設け、当社及び当社の子会社等の違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。
- ・ 個人情報管理につきましては、個人情報保護法及び関係するガイドライン等との適合性を確保するため、社内規程を整備のうえ、個人情報統括責任者を定め、また専門部署を設置して、その適正な管理を行います。
- ・ 財務報告の信頼性確保のため、内部統制室を責任部署として内部統制システムの整備を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保します。
- ・ 当社及び当社の子会社等は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係遮断に向けた基本方針及び規程等を定め、一元的な管理態勢を設けます。
また、「The Orico Group Code」において、役職員の意識の醸成と徹底を図ること、経営トップ以下の組織全体で対応することを定めるなど、反社会的勢力との一切の関係遮断に向けた態勢を構築します。
- ・ マナー・ローダリング及びテロ資金供与防止への対応については、基本方針及び規程等を定め、専門部署を設置することで態勢強化を図ります。
- ・ 業務監査部を設置し、当社及び当社の子会社等に対する内部監査を独立の立場で実施します。
また、「業務監査委員会」を設置し、業務執行に関する知見や専門的・客観的意見を取り入れることにより、内部監査の充実を図ります。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役会について、その議事録を法令及び社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ・ 代表取締役その他関連する重要な組織の長等で構成する経営会議について、その議事録を社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ・ その他、稟議書、契約書等の文書等について、社内規程等に基づいて所定の期間保存し、管理します。
- ・ 情報セキュリティに関する専門部署を設置し、情報セキュリティ管理体制を構築します。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 「総合リスク管理委員会」を設置し、当社グループの業務に関する各種リスクを総合的に把握・管理することを目的として、審議・調整を行います。また、多様化するリスクを管理する統括部署を設置し、リスク管理体制の強化を図ります。
- ・ 各種リスクの重要度に応じ、委員会等を設置するとともに、必要に応じて専門部署による適切なリスク管理体制を構築します。
- ・ 大規模地震等による緊急事態発生時の対応並びに事業継続管理に関して、「事業継続管理規程」を制定し、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行う体制を構築します。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を定期的に開催し、「取締役会規則」において決議事項及び運営方法等を定め、その適正な運営を図るとともに、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定及び業務執行状況の監督を行います。
- ・経営会議を原則週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議及び重要事項の審議・決定を行います。
- ・執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割と責任を明確化します。
- ・職務の分掌及び権限に関する規程を定め、効率的な業務執行と手続の遵守を図ります。

ホ. 当社及びその子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社等の経営管理全般を所管する専門部署を設置し、また、業務上密接な関係を持つ業務所管部をそれぞれ定め、両部署が連携することにより効率的かつ実効性のある子会社等の管理を行います。
- ・子会社等の経営管理に関する規程等において、事業計画管理、リスク管理、コンプライアンス等の実施基準等を定め、このうち経営上の重要事項については、承認をすること又は報告を受けることとし、必要な管理・指導を行うことにより企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役の直属の組織として監査役室を設置し、所属する使用人は専属で監査役の職務を補助するものとします。
- ・当該使用人の人事異動につきましては、あらかじめ常勤監査役の同意を得るものとします。
- ・当該使用人は監査役以外の者より指揮命令を受けることがないものとします。

ト. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・会社の現況及び重要事項の決定について、的確に伝達するために、監査役は経営会議、総合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるができるものとします。
- ・監査役は、当社又は当社の子会社等の会計監査人、監査役、取締役、その他使用人より適宜報告を受けることができるものとします。また、子会社等の経営管理全般を所管する専門部署等より適宜子会社等に関する事項の報告を受けることができるものとします。なお、上記報告者は当該報告の実施を理由として不利な取扱いを受けることがないものとします。
- ・監査役は、会長及び社長と定期的に会社の現況や課題等について情報交換を行い、経営全般について監査の観点から必要に応じて提言することなどができるものとします。また、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保することができるものとします。
- ・常勤監査役は、業務監査部から定期的に業務報告を受けるなどにより連携を確保するなどし、業務執行状況を確認することができるものとします。また、子会社等の監査役と定期的に情報交換を行い、企業集団における監査の充実を図ることができるものとします。
- ・監査役の職務執行について生ずる費用については会社が負担するものとします。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行うこととします。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、業務執行にあたっての様々なリスクを適切に管理し、各種事態の予防、発生に対する的確な対処を可能とすることで、事業を安定的に遂行し、経営資源を保全し、企業価値を維持すべく、リスク管理体制の整備を進めております。

当社業務に関するリスクを総合的に把握・管理するための体制として、「リスク統括部」を新設しております。加えて「総合リスク管理委員会」を組成し、定期的開催の上、審議結果を取締役に報告しております。

主な個別リスクの管理体制としては以下のとおりであります。

信用リスクの管理体制としては、営業推進機能から分離・独立した組織として「リスク管理グループ」を設置しております。この「リスク管理グループ」を構成する「与信部」「信用管理部」において、顧客に対する与信状況及び信用状況を「与信部」で、また加盟店の取引状況や業況を「信用管理部」で把握する体制をとっております。またお客さまからのニーズの他、加盟店や当社に対する様々なご意見等は「業務統括グループ」に設置している「お客様相談室」で把握する体制をとっております。これにより、顧客の信用状況や加盟店の業況・動態を一元的に管理し、営業に対する健全な牽制関係を構築すると共に、信用リスクの管理体制の充実に努めております。これに加え、適正な与信の実現及び加盟店管理の強化に関する重要な対策事項を審議・決定する機関として「クレジット対策委員会」を設置し、より厳格な対策を講じており、経営者が、適正な与信に関する事項及び重要な加盟店の信用状況に関する報告を適時に受け、直ちに適切な対応策を指示できる機動的な体制を構築しております。

金利変動リスクについては、「財務部」の部内室である「ALM室」にて、各種計測システムを活用して金利変動リスクを把握し、適切な対応を進める体制としております。また、「ALM委員会」を定期的開催し、当社の資産負債全体の金利変動リスク及び資金流動性リスクを把握・管理することにより、外部環境等の変化に応じた適切なコントロールを実施しております。

新規業務・新商品に関するリスクについては、重要度に応じて、「新規業務・新商品委員会」を開催し、戦略性、収益性を踏まえて、想定されるリスクの洗い出しとその対応策の検討を行うことにより、リスク管理の徹底を図っております。

情報セキュリティに関するリスクについては、「情報セキュリティ規程」等社内規程に基づいて、効果的な情報セキュリティ施策を推進しております。さらに、組織面、物理面も含む包括的な情報セキュリティマネジメントを構築し、「リスク統括部」の部内室である「情報セキュリティ室」を中心に整備・運用を行っております。なかでも、当社は個人情報当社にとって最も重要な資産であると認識しており、個人情報保護法等の法令遵守を徹底し、個人情報を適切に取り扱う体制を構築するとともに、業務委託先を含めた個人情報保護マネジメントシステムを通して徹底したリスクマネジメントを実施しております。

システム障害等、当社の経営に重大な影響を与える事象及び地震等の自然災害の発生に係るリスクについては、事業継続管理に関する「事業継続管理規程」を制定し、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行い、予め定められたマニュアルに沿った適切な対応を行うことで、損失の極小化と業務の継続性を確保する体制を構築しております。

なお、「反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況」については、以下のとおりであります。

イ. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の基本方針を定めます。

- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力との関係遮断に関する役職員の意識の醸成と徹底を図り、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
- ・当社は、反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。
- ・当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- ・当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
- ・当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・反社会的勢力への対応については、当社及び当社の子会社等の行動規準として定めた「The Orico Group Code」の中で「会社としての取り組み姿勢」及び「社員としての取り組み姿勢」として具体的に行動の判断尺度を明文化し、全役職員に周知を図っています。
- ・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し研修会等に参加するなど、反社会的勢力の排除活動に積極的に取り組んでいます。
- ・反社会的勢力による有事発生時の責任部署と対応方法を定め、外部専門機関とも連携し、適切な措置を講じる体制を構築しています。
- ・反社会的勢力との関係遮断に関する審議・報告は「コンプライアンス委員会」にて行っております。また、反社会的勢力への対応に関する専門部署として、コンプライアンス統括部に部内室として「コンプライアンス推進室」を設置しております。

(3) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等による自己の株式の取得ができる旨を定款に定めております。
これは、機動的な自己の株式の取得を可能とするためであります。

(4) 中間配当

当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さま又は登録株式質権者さまに対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。
これは、剰余金の中間配当の権限を取締役会とすることにより、株主さまへの中間期における利益還元を行うことを目的とするものであります。

(5) 取締役及び監査役の実任免除

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めております。

(6) 特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。
これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(7) 種類株式

当社は、種類株式発行会社であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めており、普通株式は100株、第一回I種優先株式は1,000株といたしております。
また、第一回I種優先株式は議決権を有しないことといたしております。これは、資本増強にあたり、既存株主さまへの影響を考慮したものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 17名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 5.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長(兼)会長執行役員	河野 雅明	1957年2月24日生	1979年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2006年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 2008年4月 同行常務執行役員 2011年4月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ常務執行役員 2011年4月 同社リスク管理グループ長(兼) 人事グループ長(兼)コンプラ イアンス統括グループ長 2011年6月 同社常務取締役(兼)常務執行役 員 2012年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2012年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 2012年4月 みずほ信託銀行株式会社常務執行 役員 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ取締役 2013年4月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取 (代表取締役)(兼)副頭取執 行役員 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 副頭取執行役員 2013年7月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ副社長執行役員 2016年4月 当社顧問 2016年6月 当社代表取締役社長(兼)社長執 行役員 2020年4月 当社代表取締役会長(兼)会長執 行役員 2020年6月 株式会社神戸製鋼所社外取締役 (監査等委員)(現任) 2020年6月 当社取締役会長(兼)会長執行役 員(現任)	注3	普通株式 36,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長(兼)社長 執行役員	飯盛 徹夫	1960年9月12日生	1984年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2009年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ経営企画部長 2011年4月 同社執行役員 2011年6月 株式会社みずほ銀行執行役員 2011年6月 同行経営企画部長 2012年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2012年4月 同行経営企画部長 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 2013年4月 同社リテールバンキングユニット長 2013年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 2014年4月 株式会社みずほ銀行営業店業務部門長(兼)証券・信託連携推進部担当役員 2016年4月 同行リテール・事業法人部門共同部門長 2016年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループリテール・事業法人カンパニー特定業務担当役員 2017年4月 みずほ信託銀行株式会社取締役社長(代表取締役)(兼)社長 2020年4月 当社社長執行役員 2020年6月 当社代表取締役社長(兼)社長執行役員(現任)	注4	普通株式 20,000
代表取締役副社長(兼)副 社長執行役員	松尾 秀樹	1960年2月5日生	1982年4月 当社入社 2010年6月 当社執行役員 2011年6月 当社顧客営業推進グループ担当(兼)顧客営業推進グループ顧客営業企画部長 2012年6月 当社常務執行役員 2012年6月 当社顧客営業推進グループ担当 2014年6月 当社取締役(兼)常務執行役員 2015年6月 当社カード推進グループ担当 2017年4月 当社取締役(兼)専務執行役員 2017年6月 当社代表取締役(兼)専務執行役員 2018年6月 当社管理グループ担当 2020年4月 当社代表取締役副社長(兼)副社長執行役員(現任)	注3	普通株式 49,600

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役(兼)専務執行役員 コンプライアンスグループ 担当	三宅 幸宏	1957年10月20日生	1980年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2009年4月 同社執行役員 2011年4月 同社統合リスクマネジメント部長 代行 2012年6月 当社顧問 2012年6月 当社取締役(兼)常務執行役員 2012年6月 当社市場開発グループ担当 2017年4月 当社取締役(兼)専務執行役員 2017年4月 当社コンプライアンスグループ担 当(現任) 2017年6月 当社代表取締役(兼)専務執行役 員(現任)	注3	普通株式 18,800
取締役(兼)専務執行役員 人事・総務グループ担当	板垣 聡	1962年11月18日生	1985年4月 当社入社 2014年6月 当社執行役員 2016年4月 当社営業推進グループ副担当 (兼)営業推進グループ営業推 進部長 2016年6月 当社常務執行役員 2017年4月 当社人事・総務グループ担当 2018年6月 当社取締役(兼)常務執行役員 2019年4月 当社業務統括グループ担当(兼) 業務統括グループ業務統括部長 2020年6月 当社取締役(兼)専務執行役員 (現任) 2020年6月 当社人事・総務グループ担当(現 任)	注3	普通株式 8,300
取締役(兼)常務執行役員 業務統括グループ担当 (兼)業務統括グループ業 務統括部長	樋口 千春	1962年2月22日生	1984年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2006年4月 同社金融事業推進部長 2007年7月 当社市場開発グループアライア ンス推進第二部長(兼)経営企画 グループ伊藤忠連携部長 2010年4月 伊藤忠商事株式会社金融事業推進 部長(兼)オリコ関連事業統括 部長 2017年6月 当社顧問 2017年6月 当社取締役(兼)執行役員 2017年6月 当社市場開発グループ副担当 (兼)経営企画グループ海外事 業部担当 2018年4月 当社市場開発グループ副担当 2019年4月 当社ビジネスプロモーショング ループ副担当 2020年6月 当社取締役(兼)常務執行役員 (現任) 2020年6月 当社業務統括グループ担当(兼) 業務統括グループ業務統括部長 (現任)	注3	普通株式 8,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(兼)常務執行役員 オペレーショングループ担 当(兼)プロセスイノベー ション室担当	岡田 智夫	1961年5月23日生	1985年4月 当社入社 2015年6月 当社執行役員 2018年10月 当社常務執行役員 2018年10月 当社プロセスイノベーション室担 当 2019年4月 当社オペレーショングループ担当 (兼)プロセスイノベーション 室担当(現任) 2020年6月 当社取締役(兼)常務執行役員 (現任)	注4	普通株式 13,368
取締役(兼)常務執行役員 ビジネスプロモーショング ループ担当(兼)ビジネス プロモーショングループ東 日本地域統括担当(兼)ビ ジネスプロモーショング ループビジネスプロモー ション統括部長	横山 嘉徳	1964年12月14日生	1988年4月 当社入社 2016年6月 当社執行役員 2018年6月 当社経営企画グループ副担当 2019年1月 当社経営企画グループ副担当 (兼)経営企画グループ経営企 画部長 2019年4月 当社常務執行役員 2019年4月 当社ビジネスプロモーショング ループ副担当(兼)ビジネスプ ロモーショングループビジネス プロモーション統括部長 2020年4月 当社ビジネスプロモーショング ループ副担当(兼)ビジネスプ ロモーショングループ東日本地 域統括担当(兼)ビジネスプロ モーショングループビジネスプ ロモーション統括部長 2020年6月 当社取締役(兼)常務執行役員 (現任) 2020年6月 当社ビジネスプロモーショング ループ担当(兼)ビジネスプロ モーショングループ東日本地域 統括担当(兼)ビジネスプロ モーショングループビジネスプ ロモーション統括部長(現任)	注4	普通株式 12,800
取締役	大庫 直樹	1962年4月27日生	1985年4月 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー入社 1999年7月 同社パートナー 2005年7月 GEコンシューマー・ファイナン ス株式会社(現、新生フィナン シャル株式会社)執行役員 2008年8月 ルートエフ株式会社代表取締役 (現任) 2013年4月 同志社大学非常勤講師(現任) 2014年6月 当社取締役(現任) 2016年4月 広島県特別参与(現任) 2017年6月 株式会社T&Dホールディングス 社外取締役(現任) 2017年11月 ルートエフ・データム株式会社代 表取締役(現任)	注3	普通株式 2,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	犬塚 静衛	1944年5月8日生	1967年4月 澁澤倉庫株式会社入社 1995年6月 同社人事部長 1998年6月 同社取締役 2002年6月 同社常務取締役 2002年6月 同社管理本部人事部長 2003年4月 同社管理本部副本部長 2003年6月 同社管理本部長 2004年6月 同社代表取締役社長 2008年11月 財団法人渋沢栄一記念財団(現、公益財団法人渋沢栄一記念財団)評議員(現任) 2009年6月 澁澤倉庫株式会社代表取締役会長 2016年6月 当社取締役(現任)	注3	普通株式 6,500
取締役	新宮 達史	1964年7月9日生	1987年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2008年5月 同社モバイル&ワイヤレス部長 2012年4月 同社情報・保険・物流部門長代行(兼)通信・モバイルビジネス部長 2015年4月 同社情報・通信部門長代行(兼)住生活・情報経営企画部(兼)C P・C I T I C戦略室 2016年4月 伊藤忠インターナショナル会社C A O(兼)経営企画部長(兼)伊藤忠カナダ会社社長(ニューヨーク駐在) 2016年7月 伊藤忠インターナショナル会社C A O(兼)経営企画部長(兼)人事・総務部長(兼)伊藤忠カナダ会社社長(ニューヨーク駐在) 2017年4月 伊藤忠商事株式会社執行役員 2017年4月 同社情報・通信部門長 2018年4月 同社情報・金融カンパニープレジデント(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) 2020年4月 伊藤忠商事株式会社常務執行役員(現任)	注3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	岡部 俊胤	1956年5月2日生	1980年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2008年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員 2009年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2012年4月 同行リテールバンキングユニット長 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員 2013年4月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 副頭取執行役員 2013年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長 2013年11月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員 2013年11月 みずほ証券株式会社常務執行役員 2014年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員副社長 2016年4月 同社リテール・事業法人カンパニー長 2019年4月 同社副会長執行役員(現任) 2019年6月 株式会社みずほ銀行取締役(監査等委員)(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2020年4月 みずほ信託銀行株式会社取締役(現任) 2020年4月 みずほ証券株式会社取締役(現任)	注3	-
取締役	西野 和美	1968年6月9日生	1992年4月 富士写真フイルム株式会社入社 2001年4月 一橋大学大学院商学研究科 助手(特別研究生) 2002年4月 東京理科大学経営学部経営学科 専任講師 2004年4月 同大学経営学部経営学科 専任講師(兼)同大学大学院総合科学技術経営研究科総合科学技術経営専攻 専任講師 2006年4月 同大学大学院総合科学技術経営研究科総合科学技術経営専攻(現、イノベーション研究科技術経営専攻) 准教授 2017年4月 一橋大学大学院商学研究科 准教授 2018年4月 同大学大学院経営管理研究科 准教授(兼)同大学保健センターセンター長(現任)(兼)同大学学生支援センターキャリア支援室 室長 2019年4月 同大学大学院経営管理研究科 准教授(現任)(兼)同大学役員補佐(学生担当)(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2019年6月 古河機械金属株式会社社外取締役(現任) 2019年12月 株式会社ミルテル社外取締役(現任)	注3	普通株式 1,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	深澤 雄二	1957年7月23日生	1980年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 2007年4月 同行コーポレートバンキングユ ニット統括役員付審議役 2007年4月 当社顧問 2007年6月 当社常務執行役員 2007年6月 当社営業本部顧客営業推進グルー プ担当 2010年6月 当社コンプライアンスグループ担 当(兼)総務グループ担当 2013年12月 当社コンプライアンスグループ担 当 2014年5月 当社信用管理グループ担当 2016年6月 当社信用管理グループ担当(兼) 総務グループ担当 2017年4月 当社リスク管理グループ担当 2019年6月 当社常勤監査役(現任)	注5	普通株式 67,900
常勤監査役	小澤 好正	1958年3月15日生	1981年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2001年10月 同社U.A.E.支店財經総務部長 (デュバイ駐在) 2002年4月 伊藤忠中近東会社財經部長(兼) 中近東総支配人付(デュバイ駐 在) 2003年6月 伊藤忠商事株式会社クアラルン プール支店財經総務部長(クア ラルンプール駐在) 2008年10月 同社中国支社財經総務課長(兼) 中国支社コンプライアンス責任 者 2010年6月 韓国伊藤忠株式会社経営管理本部 長(兼)韓国コンプライアンス 責任者(ソウル駐在) 2012年1月 同社副社長(兼)経営管理本部長 (ソウル駐在) 2015年6月 伊藤忠商事株式会社住生活・情報 カンパニー情報・通信部門 2015年6月 エキサイト株式会社常勤監査役 2019年4月 同社監査役 2019年6月 当社常勤監査役(現任)	注3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	工藤 恭久	1961年4月7日生	1987年4月 当社入社 2016年4月 当社信用管理グループ信用管理部 長 2017年4月 当社リスク管理グループ信用管理 部長 2018年4月 当社業務監査部長 2019年4月 当社業務監査部長(兼)業務監査 部ITシステム監査室長 2020年4月 当社執行役員 2020年6月 当社常勤監査役(現任)	注6	普通株式 1,500
監査役	櫻井 祐記	1952年9月11日生	1976年4月 富国生命保険相互会社入社 2003年4月 同社財務企画部長 2007年7月 同社取締役 2009年4月 同社取締役 執行役員 2009年6月 富国生命投資顧問株式会社代表取 締役社長 2014年4月 富国生命保険相互会社常務執行役 員 2014年6月 フコクしんらい生命保険株式会社 社外取締役(現任) 2014年7月 富国生命保険相互会社取締役 常 務執行役員 2016年4月 同社中期経営計画副担当 2016年6月 当社監査役(現任) 2019年4月 富国生命保険相互会社取締役 専 務執行役員(現任) 2019年4月 同社中期経営計画担当(現任)	注6	-
監査役	松井 巖	1953年12月13日生	1980年4月 検事任官 2003年7月 横浜地方検察庁刑事部長 2005年1月 東京地方検察庁特別公判部長 2006年4月 東京地方検察庁刑事部長 2007年10月 大津地方検察庁検事正 2009年7月 名古屋高等検察庁次席検事 2010年10月 大阪高等検察庁次席検事 2012年6月 最高検察庁刑事部長 2014年1月 横浜地方検察庁検事正 2015年1月 福岡高等検察庁検事長 2016年11月 日本弁護士連合会弁護士登録(東 京弁護士会所属) 2016年11月 八重洲総合法律事務所(現任) 2017年6月 当社監査役(現任) 2018年6月 長瀬産業株式会社社外監査役(現 任) 2018年6月 東鉄工業株式会社社外監査役(現 任) 2018年6月 グロープライド株式会社社外取締 役監査等委員(現任) 2020年3月 株式会社電通グループ社外取締役 (現任)	注7	普通株式 14,800
計					普通株式 262,368

(注) 1. 取締役 大庫 直樹、犬塚 静衛、新宮 達史、岡部 俊胤、西野 和美の各氏は、社外取締役でありま
す。

2. 常勤監査役 小澤 好正並びに監査役 櫻井 祐記及び松井 巖の各氏は、社外監査役であります。

3. 2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

5. 2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

6. 2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

7. 2017年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

8. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
会長執行役員	河野 雅明	
社長執行役員	飯盛 徹夫	
副社長執行役員	松尾 秀樹	
専務執行役員	三宅 幸宏	コンプライアンスグループ担当
専務執行役員	板垣 聡	人事・総務グループ担当
専務執行役員	水野 哲朗	リスク管理グループ担当
常務執行役員	樋口 千春	業務統括グループ担当(兼)業務統括グループ業務統括部長
常務執行役員	岡田 智夫	オペレーショングループ担当(兼)プロセスイノベーション室担当
常務執行役員	横山 嘉徳	ビジネスプロモーショングループ担当(兼)ビジネスプロモーショングループ東日本地域統括担当(兼)ビジネスプロモーショングループビジネスプロモーション統括部長
常務執行役員	菅尾 睦	企画グループ担当
常務執行役員	小原 高之	カード・ペイメントグループ担当
常務執行役員	山森 裕一	IT・システムグループ担当
常務執行役員	笠間 仁志	金融法人グループ担当
常務執行役員	中西 真	管理グループ担当
常務執行役員	小杉 雅弘	財務グループ担当
常務執行役員	松岡 英行	企画グループ副担当(兼)企画グループ経営企画部長
執行役員	渡辺 健一	デジタルイノベーション室副担当
執行役員	小田 稔	ビジネスプロモーショングループ渉外担当
執行役員	生駒 仁志	ビジネスプロモーショングループ渉外担当(兼)海外事業グループ海外事業部担当
執行役員	犬飼 仁美	金融法人グループ渉外担当
執行役員	草野 実	オペレーショングループ副担当(兼)オペレーショングループオペレーション統括部長
執行役員	向井 和浩	業務統括グループみずほ連携部長(兼)海外事業グループ海外事業部担当
執行役員	馬場 一晃	海外事業グループ担当(兼)企画グループ経営企画部事業開発室長
執行役員	笹島 智哉	カード・ペイメントグループ副担当(兼)カード・ペイメントグループカード営業部長
執行役員	伊丹 薫	デジタルイノベーション室担当(兼)デジタルイノベーション室長
執行役員	古賀 宗徳	カード・ペイメントグループ渉外担当
執行役員	高島 健一	カード・ペイメントグループカード・ペイメント企画部長
執行役員	長尾 浩	企画グループ経理部長
執行役員	北村 圭	人事・総務グループ人事部長(兼)人事・総務グループ人事部人権啓発室長
執行役員	嶋本 正治	オペレーショングループオペレーション企画部長
執行役員	前田 泰	管理グループ管理企画部長
執行役員	山内 正剛	ビジネスプロモーショングループ中四国・九州地域統括担当
執行役員	村田 聡史	秘書室長

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名、社外監査役は3名であります。

社外取締役については、豊富な企業経営経験を有する、又はリテール金融、経済、経営、法律、会計等の専門知識を有する、又はその他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件としており、これらの経験や見識に基づく優れた経営判断能力を以って、広範な視点又は独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に資することを考慮し選任しております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性を実質面において担保することを目的に、取締役会の決議により、当社における社外取締役の独立性に関する判断基準を制定しております。

社外監査役については、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、かつ、取締役の業務の執行の準拠性、適法性、会計監査の相当性を判断する上で必要とされる知識、経験、見識等を備えた人材であることを要件としており、これらの経験や見識に基づく有益な助言により当社経営の健全性確保に資することを考慮し選任しております。

当社における社外取締役の独立性に関する判断基準は、以下のとおりであります。

当社における社外取締役の独立性に関する判断基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断する際には、現在及び最近（社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう）において、次のいずれにも該当しないことを要件とする。

1. 当社の親会社又は兄弟会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という）及び親会社の業務執行者でない取締役
2. 当社又は当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の取引先のうち、直近事業年度における年間取引額が当社の連結売上高（ ）又は当該取引先の連結売上高の2%を超える企業等の業務執行者（ ）連結売上高：当社の場合、連結営業収益
3. 当社グループが借入れを行っている金融機関のうち、その借入金残高が直近の事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
4. 直近の当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主（当該株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者又は業務を執行する社員若しくは理事その他これらに準じる者をいう）
5. 当社グループから役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
6. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている者（その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者をいう）
7. その他、当社の一般株主との間で、上記各号にて考慮されている事由以外の理由で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがあると当社が判断した者
8. 次の（1）又は（2）のいずれかに掲げる者（使用人のうち、重要ではない者を除く）の近親者（二親等以内の親族）
 - （1）上記1. から7. までに掲げる者
 - （2）当社グループの業務執行者及び業務執行者でない取締役

社外取締役及び社外監査役の当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係等については以下のとおりであります。

役名	氏名	当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係	当該役員を選任している理由
取締役	大庫 直樹 (注)	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルートエフ株式会社 代表取締役 ・ルートエフ・データム株式会社 代表取締役 <p>当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社T & Dホールディングス 社外取締役 <p>当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	<p>マッキンゼー・アンド・カンパニーにパートナーとしての6年間を含め20年間勤務され、その後外資系金融会社の執行役員を経てルートエフ株式会社を設立し、現在は同社の代表取締役を務められています。</p> <p>コンサルタントとしての長年の経験に基づく優れた経営判断能力と金融及びマーケティング分野に関する豊富な知見を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p>
取締役	犬塚 静衛 (注)	<p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人渋沢栄一記念財団 評議員 <p>当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	<p>澁澤倉庫株式会社において人事をはじめ管理部門を歴任した後、代表取締役社長、代表取締役会長を合計9年間務められました。</p> <p>伝統ある上場企業の経営トップとしての長年に亘る経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立、公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p>
取締役	新宮 達史	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊藤忠商事株式会社 常務執行役員 <p>伊藤忠商事株式会社は、当社の大株主という関係にあります。</p>	<p>当社の大株主であるとともに事業戦略上の重要なパートナーである伊藤忠商事株式会社において、情報・通信部門に長く在籍され、現在は同部門及び金融・保険部門を傘下に抱える情報・金融カンパニーの業務執行責任者を務められています。</p> <p>大手総合商社における豊富な経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p>
取締役	岡部 俊胤	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社みずほフィナンシャルグループ 副会長執行役員 <p>株式会社みずほフィナンシャルグループは、当社の筆頭株主である株式会社みずほ銀行の完全親会社という関係にあります。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社みずほ銀行 取締役(監査等委員) <p>株式会社みずほ銀行は、当社の筆頭株主という関係にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みずほ信託銀行株式会社 取締役 <p>みずほ信託銀行株式会社は、当社の筆頭株主である株式会社みずほ銀行の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社という関係にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みずほ証券株式会社 取締役 <p>みずほ証券株式会社は、当社の筆頭株主である株式会社みずほ銀行の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社という関係にあります。</p>	<p>当社の筆頭株主であるとともに事業戦略上の重要なパートナーであるみずほグループ(筆頭株主である株式会社みずほ銀行を含む)において、リテール部門等を長く統括され、現在は株式会社みずほフィナンシャルグループの副会長執行役員を務められています。</p> <p>メガバンクにおける多様な知見と豊富な企業経営経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p>
取締役	西野 和美 (注)	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一橋大学大学院 准教授 <p>当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古河機械金属株式会社 社外取締役 ・株式会社ミルテル 社外取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p>	<p>大学院の准教授として長年に亘り経営戦略論・技術経営論を中心とした経営学の教育・研究に従事してこられました。特に新事業創出やイノベーションなどの分野に関し、豊富な事例分析に基づく数多くの調査研究を重ねてこられました。これらの経験と実績により企業経営に関する高い見識を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p>

役名	氏名	当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係	当該役員を選任している理由
常勤監査役	小澤 好正	当社の大株主である伊藤忠商事株式会社の出身であり、エキサイト株式会社の常勤監査役をされていましたが、同社を2019年6月に退職後、兼職先はありません。	当社の大株主であるとともに事業戦略上の重要なパートナーである伊藤忠商事株式会社において、海外子会社及び国内外の支社・支店の財務・経理やコンプライアンス部門の要職を歴任されてこられました。大手総合商社における多様な知見と豊富な経験を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を客観的な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任しております。
監査役	櫻井 祐記	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 富国生命保険相互会社 取締役 専務執行役員 <p>富国生命保険相互会社は当社の株主であり、信用保証の提携金融機関という関係にあります。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> フコクしんらい生命保険株式会社 社外取締役 <p>当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	当社株主及び提携金融機関である富国生命保険相互会社において、財務企画部門の取締役及び業務執行責任者を務め、更にグループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。多様な知見と豊富な企業経営経験を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を広範な視点から公正に判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任しております。
監査役	松井 巖 (注)	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 八重洲総合法律事務所所属弁護士 <p>当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 長瀬産業株式会社 社外監査役 東鉄工業株式会社 社外監査役 グロープライド株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社電通グループ 社外取締役 <p>当社と兼職先との間には特別な関係はありません。</p>	検察官として高等検察庁検事長など検察の枢要部門を歴任され、検事退官後は弁護士として活躍されております。法曹界における豊富な経験と高い見識を有していることから、取締役の業務執行の適法性、会計監査の相当性を独立・公正な立場から判定するとともに、有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外監査役として選任しております。

(注) 当社は、取締役 大庫 直樹氏、取締役 犬塚 静衛氏、取締役 西野 和美氏、監査役 松井 巖氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出しています。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額であります。

当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、会計監査人と定期的に情報交換を行う等により両者間の連携を確保し、会計に関する課題等を把握するほか、適正な会計処理を確認しております。また、社外監査役へは監査役会において、内部監査部門及び内部統制部門からの業務報告に基づき情報伝達がなされるなど連携を確保しております。

監査役の直属の組織として「監査役室」を設置し、2名の専任者を配し監査役の職務を補助しております。各監査役の有する経営や法務等の豊富な見識に加え、会計監査人及び財務、会計の専門部署と密接な情報交換を行う等により、監査体制の強化に取り組んでおります。監査役は取締役会や経営会議等における審議事案について必要に応じて、所管部署に対し事前に説明を求めることができ、内部統制部門からは定期的に業務報告を受ける等により、内部統制の状況を確認しております。

(3) 【監査の状況】

(1) 監査役監査の状況

監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、社外監査役3名を含む監査役5名で監査役会を構成しています。監査役会は、月次で開催される他、必要に応じて随時開催され、監査の方針・計画・方法及びその他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。

なお、監査役の直属の組織として「監査役室」を設置し、2名の専任者を配し監査役の職務を補助する体制をとっております。

監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において監査役会は合計16回開催しており、個々の監査役の出席状況については、次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査役	深澤 雄二	12/12回（100%）
常勤監査役	中村 敏彦	16/16回（100%）
常勤監査役(社外)	小澤 好正	12/12回（100%）
監査役(社外)	櫻井 祐記	15/16回（93%）
監査役(社外)	松井 巖	15/16回（93%）

（注）全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものであります。

監査役会における主な検討事項は、取締役の職務執行状況、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の職務執行評価及び選任議案の決定と監査報酬の同意等であります。

常勤監査役としては、年間の監査計画に基づき、営業店及び連結子会社に対する実地監査等を実施し、業務執行及び財産管理の状況を調査するとともに、取締役会や経営会議等の重要会議及び総合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な委員会に出席し、質問や意見表明を行っております。また、重要な決裁書類の閲覧や、取締役・執行役員・使用人からの業務執行状況の聴取に加え、会計監査人及び内部監査部門や内部統制部門からも適宜報告を受け、積極的な意見交換や情報交換等を行い、監査の実効性を高めております。

更にグループ会社監査役会等を通じて、連結子会社の監査役等とも適宜情報交換を行い、企業集団における監査の充実を図っております。

監査役会としては、常勤監査役からの活動報告聴取、取締役会への出席、代表取締役社長及び会長や社外取締役との意見交換会の実施等により、取締役の職務執行についての監査を行うとともに、当社及び連結子会社における内部統制システムの整備・運営状況の監視及び検証、並びに、内部統制状況の適切性・有効性を確認しております。なお、会計監査人から監査方針、監査計画、監査の職務執行状況の説明や監査結果の報告等を受け、必要事項を聴取し、適正な監査を実施しているのかを監視及び検証したうえで、会計監査人の職務執行評価や再任、監査方法及び結果の相当性等の判断を行っております。

(2) 内部監査の状況

内部監査機能としては、21名のスタッフで構成される「業務監査部」が、本社部門、各営業店及び子会社等に対して、業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を定期的の実施しております。内部監査は、「業務監査委員会」及び取締役会において年度計画が審議されたうえで実施され、その結果も報告されるなど、その実施状況及び結果について定期的に把握できる体制になっております。また、監査結果に基づき経営諸活動に対する助言・勧告を行うことによって、健全で効果的・効率的な経営に向けた内部統制の強化に努力しております。内部監査の実施にあたっては、内部監査部門、監査役、会計監査人及び内部統制部門が相互に緊密な連携をとり、監査体制の充実を図っております。

(3) 会計監査の状況

監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

継続監査期間

2006年以降

業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員：加藤信彦、長谷川敬

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名
その他 17名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人が専門性、独立性、品質管理体制を有していること、会社法上の欠格・解任事由に該当しないこと等を総合的に検討し監査法人を選定しております。

また、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針として、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令違反及び公序良俗に反する行為のほか、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役会により解任するほか、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえつつ、監査役会にて制定した「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、会計監査人の品質管理体制や独立性の保持等の状況を確認し、評価を行っております。

(4) 監査報酬の内容等

監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	157	11	137	12
連結子会社	15	-	15	-
計	172	11	152	12

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度においては、クレジット債権の証券化に伴い合意された手続に関する業務及び社債発行に係るコンフォート・レター等について委託しております。

監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に対する報酬(を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	25	-	-
連結子会社	4	1	5	1
計	4	27	5	1

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度においては、新基幹システム構築プロジェクトに関するシステム外部監査業務であります。

連結子会社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、会計に関するアドバイザー費用等であります。

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数、人員等を勘案したうえで決定しております。

監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、監査役会で決定した「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、会計監査人の監査報酬決定に至る経緯や前期の監査計画における職務遂行状況を確認し、今期の監査計画の内容と監査時間の適切性・妥当性及び報酬額の見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、合理的であると判断し、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

(1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

報酬額等の決定方針

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、さらに業績連動報酬は短期業績のみならず中長期的な業績向上と企業価値増大に向けての健全なインセンティブとして機能するよう、現金報酬と株式報酬とで構成しております。なお、個人別の報酬額につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で取締役会の決議を経て決定しております。

また、社外取締役はその職責を考慮し、業績連動報酬の支給対象とはせず、固定報酬のみとしております。

経営陣幹部の報酬につきましては取締役(社外取締役を除く)に準じた方針及び体系としており、個人別の報酬は取締役社長及び取締役会長の協議により決定しております。

なお、当社の取締役並びに経営陣幹部の報酬制度の決定にあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて決定しております。

業績連動報酬

当事業年度における当社の固定報酬と業績連動報酬の比率は8:2としております。業績連動報酬は全社業績並びに個人業績により変動する仕組みであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%~150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。

当事業年度における業績連動報酬のうち全社業績に係る指標には、事業の稼ぐ力を端的に表す連結経常利益等を採用し、計画比及び前年比等を用いて指標に応じた支給率を決定しております。なお、連結経常利益等については2020年3月期の期初業績予想を計画値としております。当事業年度の連結経常利益等は「第1企業の概況 1. 主要な経営指標等の推移 (1) 連結経営指標等」をご参照ください。

その他

イ. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

- ・2010年6月25日開催の第50期定時株主総会において、監査役の報酬総額を年額90百万円以内にすることを決議しております。
- ・2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(= Board Benefit Trust))」を導入することを決議しております。詳細は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。
- ・2019年6月25日開催の第59期定時株主総会において、取締役の報酬総額を年額480百万円に据え置いた上で、そのうち、社外取締役分を年額60百万円以内にすることを決議しております。

ロ. 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会、委員会等の活動内容

・取締役会の活動内容

当事業年度の役員報酬につきましては、以下のとおり審議・決定いたしました。

2019年5月：取締役の報酬額改定

2019年6月：取締役の報酬額決定

・指名・報酬委員会の活動内容

当事業年度においては指名・報酬委員会を3回開催し、役員報酬につきましては、以下のとおり審議いたしました。

2019年4月：取締役の報酬額改定等

2019年6月：役員等報酬内規の一部変更

(2) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	株式報酬	ストック オプション	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	303	230	31	40	-	-	10
監査役 (社外監査役を除く)	37	37	-	-	-	-	3
社外役員	70	70	-	-	-	-	9

(3) 役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額等の記載は省略しております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上である役員はありません。

(4) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社は使用人兼務役員はありません。

(5) 【株式の保有状況】

(1) 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の政策保有に関する方針について以下のとおり定めております。

取引先との安定的な取引関係の維持・拡大等の保有意義や営業取引面での採算性等の合理性を資本コストを踏まえて総合的に検討し、当社の企業価値向上に資すると判断できない場合には、売却を検討する。

なお、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式としておりますが、当社においては保有をしておりません。

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、継続的に保有先企業の財政状態及び経営成績の状況についてモニタリングを実施するとともに、個別銘柄毎に下記の項目等について、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ、総合的に保有の適否を判断しており、その内容については毎年度1回、取締役会で検証しております。なお、当事業年度においては10月開催の取締役会において検証いたしました。

<定量項目>

- イ．直近の取引額・収益
- ロ．受取配当額・株式評価損益
- ハ．資本コストを踏まえた期待収益と保有に伴う便益等との比較

<定性項目>

- イ．取得経緯
- ロ．将来的な取引構想や可能性
- ハ．保有しない場合の取引の存続・安定性等に係るリスク

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	30	1,423
非上場株式以外の株式	16	3,672

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	5	239	Orico Digital Fundを活用した、先進技術を有する スタートアップ企業との協業を展望した出資
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	3
非上場株式以外の株式	2	59

特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社オークネット	1,296	1,296	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	1,708	1,679		
京成電鉄株式会社	319	319	(保有目的) 提携カード取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	995	1,282		
第一生命ホールディングス株式会社 (注)3	142	142	(保有目的) 保険取引並びに資金調達 安定のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	184	219		
株式会社Olympicグループ	255	255	(保有目的) 提携カード取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	158	173		
株式会社ヨンドシー ホールディングス	65	65	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	126	135		
株式会社みちのく銀行	100	100	(保有目的) 銀行保証取引の維持、 拡大並びに資金調達 安定のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	119	160		
株式会社筑邦銀行	68	68	(保有目的) 銀行保証取引の維持、 拡大並びに資金調達 安定のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	116	137		
エステールホールディングス株式会社	135	135	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	82	87		
株式会社シーボン	36	36	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	73	90		
株式会社イエローハット	23	23	(保有目的) 提携カード取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	36	34		
株式会社ファミリー	105	105	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	33	48		
株式会社タカキュー	120	120	(保有目的) 提携カード取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	16	20		
共同印刷株式会社	5	5	(保有目的) カード関連印刷取引等の 安定のため (定量的な保有効果)(注)2	有
	14	13		
株式会社宮崎太陽銀行	4	4	(保有目的) 銀行保証取引の維持、 拡大のため (定量的な保有効果)(注)2	無
	3	5		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
伊藤忠エネクス株式会社	2	2	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果) (注) 2	無
	2	2		
株式会社東葛ホールディングス	2	2	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため (定量的な保有効果) (注) 2	無
	0	0		
株式会社ヤマノホールディングス	-	416	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため なお、良好な取引関係を継続して おりますが、保有株式については 当事業年度に売却いたしました。	無
	-	38		
株式会社中京医薬品	-	87	(保有目的) 個品割賦取引等の維持、 拡大のため なお、良好な取引関係を継続して おりますが、保有株式については 当事業年度に売却いたしました。	無
	-	24		

(注) 1. 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果について、営業秘密、守秘義務等の観点から記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。
当社は、保有効果について、個別銘柄毎に定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ、総合的に保有の適否を判断しており、その内容については毎年度1回、取締役会で検証しております。
3. 第一生命ホールディングス株式会社は、保有先企業は当社株式を保有しておりませんが、同社傘下の第一生命保険株式会社が当社の株式を保有しております。

(3) 保有目的が純投資目的である投資株式

当社は純投資目的である投資株式を保有しておりません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	323,415	210,280
受取手形及び売掛金	355	265
割賦売掛金	3 1,159,765	3 1,230,959
信用保証割賦売掛金	2,731,464	2,632,394
資産流動化受益債権	2, 4 538,584	2, 4 606,756
集金保証前渡金	518,034	563,996
販売用不動産	2,500	884
その他	95,191	182,554
貸倒引当金	146,729	147,125
流動資産合計	5,222,582	5,280,966
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	54,421	55,173
減価償却累計額	30,983	31,966
建物及び構築物(純額)	23,438	23,206
機械装置及び運搬具	33	20
減価償却累計額	30	12
機械装置及び運搬具(純額)	3	8
土地	72,975	67,302
リース資産	5,082	3,701
減価償却累計額	2,127	1,747
リース資産(純額)	2,955	1,953
建設仮勘定	220	404
その他	4,206	4,514
減価償却累計額	2,665	2,684
その他(純額)	1,540	1,829
有形固定資産合計	101,133	94,705
無形固定資産		
のれん	2,106	1,853
その他	139,227	131,519
無形固定資産合計	141,334	133,372
投資その他の資産		
投資有価証券	1 12,291	1 14,009
長期貸付金	13,071	13,458
従業員に対する長期貸付金	12	14
退職給付に係る資産	4,062	1,286
繰延税金資産	35,358	34,509
その他	12,388	11,781
投資その他の資産合計	77,185	75,060
固定資産合計	319,653	303,138
繰延資産		
社債発行費	704	673
繰延資産合計	704	673
資産合計	5,542,940	5,584,777

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	665,325	689,481
信用保証買掛金	2,731,464	2,632,394
短期借入金	61,176	67,140
1年内償還予定の社債	30,000	25,000
1年内返済予定の長期借入金	346,693	345,831
リース債務	774	455
未払法人税等	1,065	1,872
賞与引当金	4,088	4,040
役員賞与引当金	43	71
ポイント引当金	1,413	2,564
割賦利益繰延	18,728	19,777
その他	429,813	489,362
流動負債合計	4,290,586	4,277,990
固定負債		
社債	185,000	190,000
長期借入金	769,150	826,481
債権流動化借入金	2,513,071	2,513,458
リース債務	685	564
役員退職慰労引当金	26	24
役員株式給付引当金	84	162
ポイント引当金	3,733	3,758
利息返還損失引当金	17,741	13,733
退職給付に係る負債	1,551	1,914
その他	4,841	5,119
固定負債合計	995,885	1,055,217
負債合計	5,286,471	5,333,207
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,044	150,051
資本剰余金	896	904
利益剰余金	99,065	98,826
自己株式	280	268
株主資本合計	249,726	249,513
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,714	1,400
繰延ヘッジ損益	196	143
為替換算調整勘定	57	48
退職給付に係る調整累計額	4,906	492
その他の包括利益累計額合計	6,482	1,797
新株予約権	70	55
非支配株主持分	189	202
純資産合計	256,468	251,569
負債純資産合計	5,542,940	5,584,777

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
事業収益		
信販業収益	1 216,916	1 221,807
その他の事業収益	7,819	7,396
事業収益合計	224,736	229,203
金融収益		
受取利息及び受取配当金	277	291
その他の金融収益	1,802	1,833
金融収益合計	2,080	2,124
その他の営業収益	6,553	11,806
営業収益合計	233,369	243,135
営業費用		
販売費及び一般管理費	2 200,950	2 206,111
金融費用		
支払利息	8,227	8,591
その他の金融費用	1,341	1,690
金融費用合計	9,569	10,282
その他の営業費用	885	2,301
営業費用合計	211,405	218,695
営業利益	21,964	24,439
経常利益	21,964	24,439
特別利益		
有形固定資産売却益	3 1,288	3 279
投資有価証券売却益	4	33
受取負担金	-	4 1,655
特別利益合計	1,292	1,968
特別損失		
有形固定資産売却損	5 18	5 228
有形固定資産除却損	-	26
リース資産除却損	-	241
ソフトウェア除却損	-	640
投資有価証券売却損	122	0
減損損失	6 177	-
システム移行関連費	7 7,233	-
出資金償還損	-	15
投資有価証券評価損	-	10
出資金評価損	42	-
特別損失合計	7,593	1,163
税金等調整前当期純利益	15,662	25,245
法人税、住民税及び事業税	1,853	3,225
法人税等調整額	15,076	1,357
法人税等合計	13,223	4,582
当期純利益	28,886	20,662
非支配株主に帰属する当期純利益	8	7
親会社株主に帰属する当期純利益	28,877	20,654

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	28,886	20,662
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	124	313
繰延ヘッジ損益	12	50
為替換算調整勘定	43	19
退職給付に係る調整額	5,347	4,413
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	5,442	4,697
包括利益	23,444	15,965
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	23,430	15,970
非支配株主に係る包括利益	13	5

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150,040	893	96,573	284	247,223
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	3	3			6
剰余金の配当			5,026		5,026
親会社株主に帰属する当期純利益			28,877		28,877
自己株式の取得				21,359	21,359
自己株式の処分				4	4
自己株式の消却		21,359		21,359	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		21,359	21,359		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3	3	2,492	4	2,503
当期末残高	150,044	896	99,065	280	249,726

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,840	184	18	10,253	11,929	76	176	259,405
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								6
剰余金の配当								5,026
親会社株主に帰属する当期純利益								28,877
自己株式の取得								21,359
自己株式の処分								4
自己株式の消却								-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	125	12	38	5,347	5,446	6	13	5,439
当期変動額合計	125	12	38	5,347	5,446	6	13	2,936
当期末残高	1,714	196	57	4,906	6,482	70	189	256,468

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150,044	896	99,065	280	249,726
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	7	7			14
剰余金の配当			4,874		4,874
親会社株主に帰属する当期純利益			20,654		20,654
自己株式の取得				16,019	16,019
自己株式の処分				11	11
自己株式の消却		16,019		16,019	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		16,019	16,019		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	7	7	239	11	212
当期末残高	150,051	904	98,826	268	249,513

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,714	196	57	4,906	6,482	70	189	256,468
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								14
剰余金の配当								4,874
親会社株主に帰属する当期純利益								20,654
自己株式の取得								16,019
自己株式の処分								11
自己株式の消却								-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	314	53	9	4,413	4,684	14	12	4,686
当期変動額合計	314	53	9	4,413	4,684	14	12	4,898
当期末残高	1,400	143	48	492	1,797	55	202	251,569

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	15,662	25,245
減価償却費	16,354	22,304
減損損失	177	-
有形及び無形固定資産除売却損	7,255	890
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,893	424
賞与引当金の増減額(は減少)	3	46
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1	27
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	53	91
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,068	1,200
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	7,378	4,008
受取利息及び受取配当金	277	291
支払利息	8,227	8,591
有形及び無形固定資産売却益	1,288	279
受取負担金	-	1,655
売上債権の増減額(は増加)	67,632	40,840
たな卸資産の増減額(は増加)	424	1,373
仕入債務の増減額(は減少)	107,892	74,908
割賦利益繰延の増減額(は減少)	3,032	1,272
その他の資産の増減額(は増加)	49,972	44,045
その他の負債の増減額(は減少)	10,332	46,518
その他	381	2,007
小計	31,451	58,528
利息及び配当金の受取額	1,056	909
利息の支払額	8,234	8,282
受取負担金の受取額	-	1,655
法人税等の支払額	3,094	2,525
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,723	66,772
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	23,046	15,295
有形及び無形固定資産の売却による収入	2,126	6,509
投資有価証券の取得による支出	37	993
投資有価証券の売却による収入	101	64
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	536	-
長期貸付けによる支出	6,500	3,300
長期貸付金の回収による収入	1,690	2,823
その他	2,323	2,044
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,452	12,236
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	10,491	7,057
コマーシャル・ペーパーの純増減額(は減少)	47,200	13,700
長期借入れによる収入	401,469	436,235
長期借入金の返済による支出	293,313	379,740
社債の発行による収入	19,874	29,815
社債の償還による支出	15,000	30,000
債権流動化借入れによる収入	6,500	3,300
債権流動化借入金による返済による支出	1,828	2,913
ファイナンス・リース債務の返済による支出	971	758
自己株式の取得による支出	0	0
優先株式の取得による支出	21,081	16,019
配当金の支払額	5,021	4,864
その他	0	18
財務活動によるキャッシュ・フロー	148,318	55,830
現金及び現金同等物に係る換算差額	32	43
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	79,174	23,135
現金及び現金同等物の期首残高	244,240	323,415
現金及び現金同等物の期末残高	323,415	300,279

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 15社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。
異動状況

(新規) 設立1社 (Orico Auto Finance Philippines Inc.)

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数 6社

主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

異動状況

(新規) 第三者割当増資の引受1社 (LINE Credit株式会社)

(3) 持分法適用関連会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

すべてヘッジ会計を適用しております。

(「(8) 重要なヘッジ会計の方法」参照)

販売用不動産

個別法による原価法〔切放し法〕(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

(建物及び構築物)

定額法によっております。

但し、2016年3月31日以前に取得した一部の建物附属設備及び構築物は定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(建物及び構築物以外の有形固定資産)

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

(ソフトウェア)

自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。(自社利用可能期間 5年~15年)

リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下「取締役等」という）の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

当社は、カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子会社において、役員に対する退職慰労金に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給見込額を計上しております。

役員株式給付引当金

当社は、取締役等の株式報酬の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の給付債務見込額を計上しております。

利息返還損失引当金

当社は、利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

当社の過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（当社は13年、連結子会社（1社）は5年）による定額法により、翌連結会計年度から損益処理することとしております。

(6) 重要な収益の計上基準

信販業における主要な収益の計上は、次の方法によっております。

・会員手数料

部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

部門	計上方法
包括信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
個別信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
信用保証	保証契約時に計上、残債方式
融資	残債方式

信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。

（注）計上方法の主な内容は次のとおりであります。

- 7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法
- 残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

・加盟店手数料

加盟店との立替払契約履行時に計上しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引、通貨スワップ取引）

ヘッジ対象

借入金の金利及び為替変動（市場金利等及び為替の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

ヘッジ方針

将来の金利及び為替変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利及び為替レートと、ヘッジ対象の指標金利及び為替レートとの変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の均等償却であります。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(11) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他（投資その他の資産）」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

（会計方針の変更）

在外子会社の収益及び費用の換算方法の変更

在外子会社等の収益及び費用は、従来、決算日の直物為替相場により円貨に換算しておりましたが、当連結会計年度より、期中平均為替相場により円貨に換算する方法に変更しております。

この変更は、当社グループにおける在外子会社等の損益の重要性が今後増加する見込みであることから、一時的な為替相場の変動による期間損益への影響を緩和し、在外子会社等の業績をより適切に連結財務諸表に反映させるために行ったものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものであります。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものであります。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表関係

従来、保証債務として記載していた「従業員（住宅借入金）」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より表示しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響について、当社グループでは2021年3月期の下期以降ゆるやかに経済活動が回復すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断及び貸倒引当金の追加計上を行っております。

なお、今後新型コロナウイルス感染症の影響がさらに深刻化した場合、翌連結会計年度の当社グループの財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社に係るものが次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券	6,862百万円	8,830百万円

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産流動化受益債権	13,071百万円	13,458百万円

(2) 担保付債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債権流動化借入金	13,071百万円	13,458百万円

3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高（流動化したものを含む）は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未実行残高	1,633,471百万円	1,594,116百万円

4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

5. 割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

(連結損益計算書関係)

1. 信販業収益の内訳

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
包括信用購入あっせん収益	50,330百万円	54,256百万円
個別信用購入あっせん収益	77,299	80,468
信用保証収益	59,829	59,281
融資収益	27,442	25,728
その他	2,014	2,072
合計	216,916	221,807

(注) 各部門収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
包括信用購入あっせん収益	17,483百万円	18,280百万円
個別信用購入あっせん収益	47,770	48,278
融資収益	14,888	13,565
計	80,142	80,124

2. 販売費及び一般管理費の内訳

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸倒引当金繰入額	50,046百万円	51,021百万円
従業員給料及び手当	32,070	30,512
退職給付費用	332	996
賞与引当金繰入額	3,946	3,915
役員賞与引当金繰入額	60	89
役員株式給付引当金繰入額	54	93
ポイント引当金繰入額	3,576	4,542
利息返還損失引当金繰入額	3,718	4,599
計算事務費	38,518	40,082
その他	68,627	70,260
合計	200,950	206,111

3. 有形固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	371百万円	34百万円
土地	910	242
その他	6	3
合計	1,288	279

4. システム開発等の中止に係る受取負担金であります。

5. 有形固定資産売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	7百万円	20百万円
土地	8	207
その他	1	0
合計	18	228

6. 減損損失

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(場所)	(用途)	(種類)
静岡県他全3件	遊休資産	建物及び構築物、土地

当社及び連結子会社は、信販業に供する資産を信販業グループとし、その他のグループについては、原則として、個別にキャッシュ・フローの認識できる最小単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、当社は遊休資産の売却の意思決定をしたことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(177百万円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物40百万円、土地137百万円であります。

また、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額であり、売却予定額から処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、当該資産は当連結会計年度において売却済であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

7. 当社は開発中であった新基幹システムへ移行したことに伴い、前連結会計年度において、旧システムの除却及び新基幹システムへの移行関連費用を「システム移行関連費」として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	186百万円	425百万円
組替調整額	7	26
税効果調整前	179	451
税効果額	54	137
その他有価証券評価差額金	124	313
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	178	729
組替調整額	79	631
税効果調整前	98	97
税効果額	86	47
繰延ヘッジ損益	12	50
為替換算調整勘定		
当期発生額	43	19
組替調整額	-	-
税効果調整前	43	19
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	43	19
退職給付に係る調整額		
当期発生額	4,129	4,340
組替調整額	1,068	349
税効果調整前	5,197	4,689
税効果額	149	276
退職給付に係る調整額	5,347	4,413
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	1	0
組替調整額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	5,442	4,697

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	1,718,346	36	-	1,718,383
第一回 種優先株式 (注) 2	70,000	-	20,000	50,000
合計	1,788,346	36	20,000	1,768,383
自己株式				
普通株式 (注) 3、4	1,493	0	25	1,468
第一回 種優先株式 (注) 5	-	20,000	20,000	-
合計	1,493	20,000	20,025	1,468

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加(36千株)は、新株予約権(ストック・オプション)が行使され普通株式が交付されたことによるものであります。
2. 第一回 種優先株式の発行済株式総数の減少(20,000千株)は消却によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の増加(0千株)は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少(25千株)は、当社の株式給付信託(BBT)による当社株式の給付によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の株式数には、当社の株式給付信託(BBT)が所有する当社株式(当連結会計年度期首1,472千株、当連結会計年度末1,446千株)が含まれております。
5. 第一回 種優先株式の自己株式の増加(20,000千株)は、取得(強制償還)によるものであり、減少(20,000千株)は消却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	70

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,436	2.00	2018年3月31日	2018年6月27日
	第一回 I 種優先株式	1,589	22.71	2018年3月31日	2018年6月27日

(注) 2018年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額2百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,436	2.00	2019年3月31日	2019年6月26日
	第一回 I 種優先株式	利益剰余金	1,438	28.76	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額2百万円を含んでおります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式 (注) 1	1,718,383	111	-	1,718,494
第一回種優先株式 (注) 2	50,000	-	15,000	35,000
合計	1,768,383	111	15,000	1,753,494
自己株式				
普通株式 (注) 3、4	1,468	0	64	1,404
第一回種優先株式 (注) 5	-	15,000	15,000	-
合計	1,468	15,000	15,064	1,404

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加（111千株）は、新株予約権（ストック・オプション）が行使され普通株式が交付されたことによるものであります。
2. 第一回種優先株式の発行済株式総数の減少（15,000千株）は消却によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の増加（0千株）は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少（64千株）は、当社の株式給付信託（BBT）による当社株式の給付によるものであります。
4. 普通株式の自己株式の株式数には、当社の株式給付信託（BBT）が所有する当社株式（当連結会計年度期首1,446千株、当連結会計年度末1,381千株）が含まれております。
5. 第一回種優先株式の自己株式の増加（15,000千株）は、取得（強制償還）によるものであり、減少（15,000千株）は消却によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	55

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,436	2.00	2019年3月31日	2019年6月26日
	第一回I種優先株式	1,438	28.76	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当額2百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,155	3.00	2020年3月31日	2020年6月29日
	第一回I種優先株式	利益剰余金	1,006	28.76	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当額4百万円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	323,415百万円	210,280百万円
流動資産のその他に含まれる短期貸付金	-	89,999
現金及び現金同等物	323,415	300,279

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主な事業内容は、「信販業」であり、その他に債権管理回収業務や信販周辺業務などを行っております。こうした事業を行うため、借入金のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。また、調達コストの低減、平準化を目的に金利オプション取引である金利キャップ取引及び金利スワップ取引を利用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する営業債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。顧客の所得環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、投資有価証券は、主に株式であり、事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。その他、外貨建資産及び負債においては為替の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなることによって、十分な資金調達ができなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引である金利スワップ取引や金利キャップ取引を行うことにより当該リスクのヘッジを図っております。

金利スワップ取引においては、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ会計として繰延ヘッジ処理を採用しております。これらのヘッジ有効性評価はヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。なお、現在、金利キャップ取引につきましては行っておりません。また、投機目的のデリバティブ取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社の信用リスクの管理体制としては、営業推進機能から分離・独立した組織として「リスク管理グループ」を設置しております。「リスク管理グループ」に属する「与信部」が個人顧客に対する与信状況及び信用状況を管理しております。

与信状況及び信用状況は、定期的開催される「クレジット対策委員会」において報告され、適正な与信の実現に向けた対策等の審議・決定を行っております。

営業債権につきましては、「職務権限規程」及び「与信手続」に基づき、個別案件毎に与信審査が行われる体制を構築しております。また、延滞債権に関する対応につきましては、債権回収に係る専門部署として「管理グループ」を設置し、早期段階からの債権管理を実施しリスク軽減に努めております。加えて、「貸倒償却および貸倒引当金規程、同細則および同運用指針」に基づき適正な引当金を計上することにより、リスク顕在化の影響に備えております。

こうした、信用リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。経営会議において決定されたALM運営方針に基づき、原則毎月開催される「ALM委員会」においてギャップポジション・金利感応度の状況分析等を通じて金利リスクの管理を行っております。

こうした、金利リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

() 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに対応しております。

() 価格変動リスクの管理

当社グループが保有する投資有価証券の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、定期的に取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングすることでリスク管理を行っております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。

デリバティブ取引の執行については、取締役会の承認を得ることとなり、その執行及び管理は相互牽制の働く体制となっております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当社では、すべての金融商品について、金利の合理的な予想変動幅を用いて当面5年間の損益に与える影響額を定量的に分析し、金利変動リスクを管理しております。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融商品を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利更改期日に応じた適切な期間に残高を分解し算出しております。

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「短期借入金」、「長期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「債権流動化」、「社債」、「金利スワップ取引」であります。

金利以外のリスク変数が一定であることを仮定し、指標となる金利が10ベース・ポイント(0.1%)上昇したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が771百万円減少(前連結会計年度末現在では、同773百万円減少)し、10ベース・ポイント(0.1%)下落したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が771百万円増加(前連結会計年度末現在では、同773百万円増加)するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。原則毎月開催される「ALM委員会」において資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによる流動性リスクの管理を行っております。

こうした、流動性リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*1)	時価 (百万円) (*1)	差額 (百万円) (*1)
(1) 現金及び預金	323,415	323,415	-
(2) 営業債権 (*2)	1,560,705	1,599,410	38,704
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	4,203	4,203	-
(4) 支払手形及び買掛金	(147,291)	(147,291)	-
(5) 短期借入金	(61,176)	(61,176)	-
(6) その他(流動負債)			
コマーシャル・ペーパー	(266,700)	(266,700)	-
(7) 社債	(215,000)	(215,671)	(671)
(1年内償還予定の社債含む)			
(8) 長期借入金	(1,115,843)	(1,116,654)	(810)
(1年内返済予定の長期借入金含む)			
(9) デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(196)	(196)	-

(*1)負債に計上されている項目については()で表示しております。

(*2)営業債権には、割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。また、割賦売掛金の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

なお、債務保証(信用保証割賦売掛金)の時価は38,495百万円であります。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*1)	時価 (百万円) (*1)	差額 (百万円) (*1)
(1) 現金及び預金	210,280	210,280	-
(2) 営業債権 (*2)	1,699,660	1,740,441	40,781
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,720	3,720	-
(4) 支払手形及び買掛金	(125,484)	(125,484)	-
(5) 短期借入金	(67,140)	(67,140)	-
(6) その他(流動負債)			
コマーシャル・ペーパー	(280,400)	(280,400)	-
(7) 社債	(215,000)	(213,598)	(1,401)
(1年内償還予定の社債含む)			
(8) 長期借入金	(1,172,312)	(1,172,194)	(117)
(1年内返済予定の長期借入金含む)			
(9) デリバティブ取引 (*3)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(143)	(143)	-

(*1)負債に計上されている項目については()で表示しております。

(*2)営業債権には、割賦売掛金及び資産流動化受益債権が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。また、割賦売掛金の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

なお、債務保証(信用保証割賦売掛金)の時価は34,326百万円であります。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注)1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

満期のある預金については、1年以内の短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

(2) 営業債権

割賦売掛金は、資産流動化受益債権を含めて元利金の将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いて時価を算定しております。また、延滞債権等につきましては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しているため、時価は帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該金額をもって時価としております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、連結財務諸表「注記事項(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 支払手形及び買掛金

短期間で決済される場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

なお、集金保証業務に係るものを除いております。

(5) 短期借入金及び(6) コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額によっております。

(7) 社債及び1年内償還予定の社債
市場価格によっております。

(8) 長期借入金及び1年内返済予定の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利及び当社グループの信用状態を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した長期借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（「(9) デリバティブ取引」参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(9) デリバティブ取引

連結財務諸表「注記事項（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(10) 債務保証

契約上の保証料から信用リスク等を控除したうえで、将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割り引いて時価を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	8,087	10,289

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2019年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
(1) 預金	323,389	-	-	-	-	-
(2) 営業債権	630,074	188,403	133,833	102,773	100,689	327,244
合計	953,463	188,403	133,833	102,773	100,689	327,244

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
(1) 預金	210,261	-	-	-	-	-
(2) 営業債権	699,187	200,324	148,426	121,664	96,432	353,994
合計	909,448	200,324	148,426	121,664	96,432	353,994

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	61,176	-	-	-	-	-
社債	30,000	25,000	40,000	30,000	30,000	60,000
長期借入金	346,693	261,381	225,764	183,233	95,489	3,283
その他(流動負債) コマーシャル・ペーパー	266,700	-	-	-	-	-
合計	704,569	286,381	265,764	213,233	125,489	63,283

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	67,140	-	-	-	-	-
社債	25,000	40,000	30,000	30,000	25,000	65,000
長期借入金	345,831	296,972	289,465	156,151	80,025	3,868
その他(流動負債) コマーシャル・ペーパー	280,400	-	-	-	-	-
合計	718,371	336,972	319,465	186,151	105,025	68,868

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,852	1,338	2,514
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	46	24	22
	小計	3,899	1,362	2,536
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	304	382	77
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	304	382	77
合計		4,203	1,745	2,458

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,225百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,248	1,115	2,132
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	47	24	23
	小計	3,295	1,139	2,155
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	425	573	148
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	425	573	148
合計		3,720	1,712	2,007

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,458百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	20	4	29
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	20	4	29

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	63	33	0
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	63	33	0

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、該当事項はありません。

当連結会計年度において、その他有価証券について10百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	82,960	82,960	283
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	36,289	24,294	(注) 2
合計			119,249	107,254	-

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	82,960	63,960	126
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	22,160	-	(注) 2
合計			105,120	63,960	-

(注) 1. 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	49,644百万円	48,382百万円
勤務費用	1,661	1,602
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	37	104
退職給付の支払額	2,952	2,799
過去勤務費用の発生額	-	112
その他	66	91
退職給付債務の期末残高	48,382	47,267

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	55,209百万円	50,893百万円
期待運用収益	875	860
数理計算上の差異の発生額	4,167	4,235
事業主からの拠出額	1,198	1,208
退職給付の支払額	2,221	2,087
その他	1	0
年金資産の期末残高	50,893	46,639

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	47,844百万円	46,794百万円
年金資産	50,893	46,639
	3,049	154
非積立型制度の退職給付債務	538	473
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,511	628
退職給付に係る負債	1,551	1,914
退職給付に係る資産	4,062	1,286
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,511	628

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	1,661百万円	1,602百万円
利息費用	-	-
期待運用収益	875	860
数理計算上の差異の費用処理額	926	206
過去勤務費用の費用処理額	142	142
その他	272	237
確定給付制度に係る退職給付費用	10	629

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	142百万円	142百万円
数理計算上の差異	5,055	4,547
合計	5,197	4,689

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	1,280百万円	1,138百万円
未認識数理計算上の差異	3,782	764
合計	5,063	373

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	35.3%	37.4%
株式	46.3	37.9
その他 (注) 2	18.4	24.7
合計	100.0	100.0

(注) 1. 年金資産合計には、退職給付信託が前連結会計年度32.2%、当連結会計年度29.3%含まれております。

2. その他には、主として生保一般勘定、オルタナティブ投資が含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	0.0%	0.0%
長期期待運用収益率	2.5%	1.5%

(注) 数理計算上の計算基礎には、上記以外に予想昇給率等が含まれます。当社はポイント制を採用しております。

当連結会計年度における予想ポイントの上昇率は、0.8%～16.4%(前連結会計年度は0.8%～16.4%)であります。また、一部の連結子会社の当連結会計年度における予想昇給率は、0.0%～3.4%(前連結会計年度は0.0%～3.4%)であります。

3. 確定拠出制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度343百万円、当連結会計年度366百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

当社の取締役、監査役及び執行役員に対する役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、2010年6月25日の定時株主総会において決議しております。なお、社外取締役及び監査役に対しては、新株予約権に関する報酬枠を設けておりません。

また、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、信託を活用した業績連動型株式報酬制度の導入と、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬枠の廃止を決議し、今後は、新規のストックオプションとしての新株予約権の付与を行わないこととしております。

なお、業績連動型株式報酬制度の内容については、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
決議年月日	2010年7月29日	2011年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 11名 当社の執行役員 21名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 476,500株	普通株式 335,000株
付与日	2010年8月26日	2011年8月25日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	
対象勤務期間	自 2010年6月25日 至 2011年6月29日	自 2011年6月29日 至 2012年6月27日
権利行使期間	自 2010年8月27日 至 2030年8月26日	自 2011年8月26日 至 2031年8月25日
新株予約権の数(個)	145	135
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (注) 2	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,500	67,500
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 29,000円 資本組入額 500株につき 14,500円	発行価格 500株につき 38,000円 資本組入額 500株につき 19,000円
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・ 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 ・ その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

* 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2019年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1．株式数に換算して記載しております。

2．普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1．株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3．以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

4．本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
決議年月日	2012年7月30日	2013年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 223,500株	普通株式 91,500株
付与日	2012年8月23日	2013年8月22日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	
対象勤務期間	自 2012年6月27日 至 2013年6月27日	自 2013年6月27日 至 2014年6月26日
権利行使期間	自 2012年8月24日 至 2032年8月23日	自 2013年8月23日 至 2033年8月22日
新株予約権の数（個）	129	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）2	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	64,500	30,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 53,000円 資本組入額 500株につき 26,500円	発行価格 500株につき 126,000円 資本組入額 500株につき 63,000円

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
新株予約権の行使の条件	<p>・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。</p> <p>・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

* 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2019年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
決議年月日	2014年7月30日	2015年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 19名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 89,000株	普通株式 116,000株
付与日	2014年8月21日	2015年8月20日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	
対象勤務期間	自 2014年6月26日 至 2015年6月25日	自 2015年6月25日 至 2016年6月28日
権利行使期間	自 2014年8月22日 至 2034年8月21日	自 2015年8月21日 至 2035年8月20日
新株予約権の数（個）	68	94
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）2	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	34,000	47,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 123,500円 資本組入額 500株につき 61,750円	発行価格 500株につき 103,500円 資本組入額 500株につき 51,750円
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

* 当事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2019年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

	2016年 ストック・オプション
決議年月日	2016年7月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 116,000株
付与日	2016年8月23日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。
対象勤務期間	自 2016年6月28日 至 2017年6月27日
権利行使期間	自 2016年8月24日 至 2036年8月23日
新株予約権の数（個）	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	70,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 500株につき 100,500円 資本組入額 500株につき 50,250円

	2016年 ストック・オプション
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・ 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p>

	2016年 ストック・オプション
	<p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項</p> <p>上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

* 当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

（追加情報）

「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項を「ストック・オプション等関係」に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	86,000	77,500	76,500	35,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	13,500	10,000	12,000	5,000
未確定残	72,500	67,500	64,500	30,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	13,500	10,000	12,000	5,000
権利行使	27,500	20,500	19,500	8,000
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	40,000	54,000	77,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	6,000	7,000	7,000
未確定残	34,000	47,000	70,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	6,000	7,000	7,000
権利行使	9,000	13,500	13,500
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	113円98銭	113円97銭	114円23銭	114円25銭
付与日における公正な 評価単価	1株につき57円00銭	1株につき75円00銭	1株につき105円00銭	1株につき251円00銭

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	114円33銭	114円40銭	114円40銭
付与日における公正な 評価単価	1株につき246円00銭	1株につき206円00銭	1株につき200円00銭

2. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	32,692百万円	31,361百万円
利息返還損失引当金繰入額	5,411	4,188
減損損失	6,971	6,943
退職給付に係る負債	642	472
繰越欠損金(注)2	26,629	24,813
その他	17,498	18,793
繰延税金資産小計	89,845	86,571
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	25,037	23,865
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	27,810	26,697
評価性引当額小計(注)1	52,848	50,563
繰延税金資産合計	36,997	36,008
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	1,639	1,635
繰延税金資産の純額	35,358	34,373

(注)1. 評価性引当額が2,284百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社において、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が1,150百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が1,091百万円それぞれ減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	69	10,967	14,640	278	54	619	26,629
評価性引当額	60	9,724	14,640	278	54	278	25,037
繰延税金資産	8	1,243	-	-	-	340	(*2) 1,592

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 主に当社において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	9,511	14,640	295	54	-	311	24,813
評価性引当額	8,563	14,640	295	54	-	311	23,865
繰延税金資産	947	-	-	-	-	-	(*2) 947

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 主に当社において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
評価性引当額	116.3	13.4
住民税均等割額	1.1	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	1.0
その他	1.3	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.4	18.2

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は成長事業である「カード・融資事業」「決済・保証事業」、基幹事業である「個品割賦事業」「銀行保証事業」の4事業を報告セグメントとしております。

各事業の概要は以下のとおりであります。

- (1) カード・融資事業・・・クレジットカード、一般個人ローンを対象とする
包括信用購入あっせん業務及び融資業務
- (2) 決済・保証事業・・・家賃決済保証、売掛金決済保証業務、小口リース保証業務及び
集金代行業務
- (3) 個品割賦事業・・・オートローンやショッピングクレジットを対象とする
個別信用購入あっせん業務及び信用保証業務
- (4) 銀行保証事業・・・提携金融機関の個人向け融資を対象とする保証業務

2. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	カード・ 融資	決済・ 保証	個品割賦	銀行保証	計		
営業収益							
外部顧客に対する 営業収益(注) 2	77,506	15,876	77,589	43,816	214,789	9,946	224,736
セグメント間の内部 売上高又は振替 高	1	0	-	-	1	9,983	9,984
計	77,508	15,876	77,589	43,816	214,791	19,930	234,721
セグメント利益	63,208	7,382	57,674	21,551	149,817	4,162	153,979
セグメント資産 (注) 3	657,622	109,246	3,174,357	1,276,621	5,217,848	126,589	5,344,437

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計
	カード・ 融資	決済・ 保証	個品割賦	銀行保証	計		
営業収益							
外部顧客に対する 営業収益(注) 2	79,944	16,881	80,886	42,292	220,006	9,197	229,203
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	0	-	-	1	7,069	7,071
計	79,946	16,881	80,886	42,292	220,007	16,267	236,275
セグメント利益	65,167	7,696	58,766	21,561	153,191	2,506	155,697
セグメント資産 (注) 3	651,305	117,051	3,329,365	1,213,883	5,311,607	113,027	5,424,635

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス等の事業であります。

2. 報告セグメントの外部顧客に対する営業収益に含まれる主な部門収益は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度	当連結会計年度
カード・融資事業		
包括信用購入あっせん収益	50,330	54,256
融資収益	27,176	25,688
決済・保証事業		
個別信用購入あっせん収益	13,955	14,727
信用保証収益	1,074	1,291
その他	845	862
個品割賦事業		
個別信用購入あっせん収益	63,343	65,740
信用保証収益	14,246	15,146
銀行保証事業		
信用保証収益	43,816	42,292

3. セグメント資産には割賦売掛金を流動化した残高を含めております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

営業収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	214,791	220,007
「その他」の区分の営業収益	19,930	16,267
全社収益	8,633	13,931
セグメント間取引消去	9,984	7,071
連結財務諸表の営業収益	233,369	243,135

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	149,817	153,191
「その他」の区分の利益	4,162	2,506
全社費用等(注)	122,371	124,985
その他	9,643	6,271
連結財務諸表の営業利益	21,964	24,439

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,217,848	5,311,607
「その他」の区分の資産	126,589	113,027
全社資産	1,753,349	1,822,452
流動化した割賦売掛金	1,547,163	1,658,118
その他	7,683	4,191
連結財務諸表の資産合計	5,542,940	5,584,777

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

「その他」の区分において、当社の一部の資産について、以下のとおり減損損失を計上しております。詳細は、連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」に記載しております。

減損損失 177百万円

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	カード・融資	決済・保証	個品割賦	銀行保証	合計
当期償却額	-	247	-	-	247
当期末残高	-	2,100	-	-	2,100

（注）1. 「決済・保証」の金額は、株式の取得により株式会社オリコフォレントインシュアを連結したことに伴い発生したものであります。

2. 企業結合によって生じたものであり、報告セグメントに区分できないため配分していないのれんの償却額及び未償却残高は以下のとおりであります。

当期償却額 8百万円
当期末残高 6百万円

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	カード・融資	決済・保証	個品割賦	銀行保証	合計
当期償却額	-	247	-	-	247
当期末残高	-	1,853	-	-	1,853

（注）1. 「決済・保証」の金額は、株式の取得により株式会社オリコフォレントインシュアを連結したことに伴い発生したものであります。

2. 企業結合によって生じたものであり、報告セグメントに区分できないため配分していないのれんの償却額及び未償却残高は以下のとおりであります。

当期償却額 6百万円
当期末残高 -

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)		
その他の 関係 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	(被所有) 直接48.67	資金の借入	資金の借入 (純額)	20,000	1年内返済予定 の長期借入金	78,520		
									長期借入金	111,480		
							利息の支払	1,184	未払費用	9		
							融資業務提 携	提携 ローン 保証	債務保証	-	信用保証買掛金	295,942
									保証料の受 取	-	-	-
								銀行保 証	債務保証	251,353	信用保証買掛金	543,320
	保証料の受 取	20,008	流動資産のそ 他	1,723								

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

2. 株式会社みずほ銀行は、その他の関係会社の子会社にも該当します。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)		
その他の 関係 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	(被所有) 直接48.67	資金の借入	資金の借入 (純額)	10,000	1年内返済予定 の長期借入金	54,720		
									長期借入金	145,280		
							利息の支払	1,113	未払費用	3		
							融資業務提 携	提携 ローン 保証	債務保証	-	信用保証買掛金	209,753
									保証料の受 取	-	-	-
								銀行保 証	債務保証	208,949	信用保証買掛金	515,515
	保証料の受 取	19,970	流動資産のそ 他	1,668								

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

2. 株式会社みずほ銀行は、その他の関係会社の子会社にも該当します。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社 の子会社	みずほ信託 銀行 株式会社	東京都 中央区	247,369	銀行業	(被所有) 直接 0.06	資金の借入	資金の借入 (純額)	10,000	1年内返済予定 の長期借入金	19,838
									長期借入金	40,162
							利息の支払	345	未払費用	2
							融資業務提携	提携 ローン 保証	債務保証	-
							保証料の受 取	190	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社 の子会社	みずほ信託 銀行 株式会社	東京都 中央区	247,369	銀行業	(被所有) 直接 0.06	資金の借入	資金の借入 (純額)	5,000	1年内返済予定 の長期借入金	20,853
									長期借入金	44,147
							利息の支払	359	未払費用	1

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

(開示対象特別目的会社関係)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、クレジット債権等の流動化を実施しております。かかる流動化案件の一部において当社は、合同会社を特別目的会社として利用しております。

当社は、前述したクレジット債権等をまず信託銀行へ信託譲渡し、その信託受益権のうち一部の優先部分が当該特別目的会社に譲渡されます。当該特別目的会社は譲渡された優先信託受益権に基づいた資産担保貸付を裏付けとして社債等を発行し資金を調達し、これを優先受益権売却代金として当社が受領することにより、資金調達を行っております。また、一部流動化案件では貸付の実行を行っております。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員及び従業員の派遣もありません。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
特別目的会社数	15社	14社
直近の決算日における資産総額(単純合計)	161,979百万円	204,268百万円
直近の決算日における負債総額(単純合計)	165,218百万円	203,999百万円

(注) 事業初年度の決算が未確定である会社数は、当連結会計年度は3社(前連結会計年度は3社)であり、資産総額及び負債総額には合算していません。

なお、事業初年度の決算が未確定である会社の当初の純資産額(単純合計)は128百万円(前連結会計年度は125百万円)であります。

2. 特別目的会社との取引金額等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
譲渡資産	(百万円)		(百万円)
優先受益権 (注) 1	113,600	-	-
貸付金 (注) 2	13,209	受取利息	134

(注) 1. 譲渡対価の金額を記載しております。

2. 当連結会計年度末残高を記載しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
譲渡資産	(百万円)		(百万円)
優先受益権 (注) 1	65,100	-	-
貸付金 (注) 2	13,685	受取利息	166

(注) 1. 譲渡対価の金額を記載しております。

2. 当連結会計年度末残高を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	119.27円	125.39円
1株当たり当期純利益		
普通株式に係る1株当たり当期純利益	15.19円	10.85円
第一回種優先株式に係る1株当たり当期純利益	44.80円	45.73円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	15.19円	10.85円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	28,877	20,654
普通株主に帰属しない金額(百万円)	2,797	2,026
(うち優先配当額)	(1,438)	(1,006)
(うち配当優先株式に係る消却差額)	(1,359)	(1,019)
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	26,080	18,628
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,716,896	1,717,070
優先株式の期中平均株式数(千株)	62,438	44,303
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	502	392
(うち新株予約権)	(502)	(392)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	

(注) 当社の株式給付信託(BBT)において資産管理サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の株式数は前連結会計年度において1,446千株、当連結会計年度において1,381千株であります。

また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度において1,455千株、当連結会計年度において1,391千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社オリエントコーポレーション	第3回～第5回、 第7回～第9回、 第11回～第23回 普通社債	2015年1月22日 ～ 2019年7月22日	215,000	215,000 (25,000)	0.29～ 0.88	無担保	2020年7月24日 ～ 2029年7月20日

(注) 1. 当期末残高の()内の金額は1年内に償還が予定されている社債であります。

2. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
25,000	40,000	30,000	30,000	25,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	61,176	67,140	0.97	-
1年以内に返済予定の長期借入金	346,693	345,831	0.56	-
1年以内に返済予定のリース債務	774	455	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	769,150	826,481	0.56	2021年 ～2030年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	685	564	-	2021年 ～2026年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内返済予定)	266,700	280,400	0.06	-
債権流動化借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,071	13,458	1.15	2024年 ～2026年
合計	1,458,251	1,534,331	-	-

(注) 1. 借入金及びその他有利子負債の平均利率については、期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	296,972	289,465	156,151	80,025
リース債務	265	154	97	39
その他有利子負債	-	-	-	1,613

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定に基づき、この明細表の作成を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	58,499	122,658	181,178	243,135
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	6,182	16,174	21,727	25,245
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	4,516	12,927	17,035	20,654
1株当たり四半期(当期)純利益(普通株式) (円)	2.56	7.32	9.14	10.85
1株当たり四半期(当期)純利益(優先株式) (円)	2.56	7.31	28.26	45.73

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(普通株式) (円)	2.56	4.76	1.76	1.52
1株当たり四半期純利益(優先株式) (円)	2.56	4.76	25.64	28.76

(注) 1株当たり四半期(当期)純利益(普通株式)については、配当優先株式に係る消却差額等を、親会社株式に帰属する四半期(当期)純利益から控除して算定しております。

また、当社は第3四半期連結累計期間において、第一回種優先株式15,000千株を取得及び消却しております。そのため、1株当たり四半期(当期)純利益(優先株式)の算定上の基礎となる優先株式の期中平均株式数には、当該消却の影響を反映させております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	318,369	203,268
割賦売掛金	1,311,129,169	1,311,187,194
信用保証割賦売掛金	2,689,656	2,593,920
資産流動化受益債権	2,453,584	2,460,675
信用保証信託受益権	22,274	15,682
短期貸付金	137	90,226
関係会社短期貸付金	13,621	20,620
集金保証前渡金	518,034	563,996
前払費用	2,717	2,810
未収収益	3,534	3,617
立替金	511,273	515,384
その他	37,252	36,738
貸倒引当金	140,574	140,514
流動資産合計	5,144,054	5,199,703
固定資産		
有形固定資産		
建物	48,688	49,146
減価償却累計額	28,662	29,521
建物(純額)	20,026	19,625
構築物	949	948
減価償却累計額	822	832
構築物(純額)	126	115
工具、器具及び備品	2,598	2,827
減価償却累計額	1,401	1,471
工具、器具及び備品(純額)	1,196	1,356
土地	66,872	60,743
リース資産	5,015	3,665
減価償却累計額	2,082	1,727
リース資産(純額)	2,932	1,937
建設仮勘定	220	404
その他	6	6
減価償却累計額	6	6
その他(純額)	0	0
有形固定資産合計	91,374	84,184
無形固定資産		
電話加入権	744	744
施設利用権	17	14
ソフトウェア	136,774	129,068
無形固定資産合計	137,536	129,827

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	5,392	5,142
関係会社株式	15,697	13,637
出資金	572	636
長期貸付金	13,071	16,130
従業員に対する長期貸付金	12	14
長期前払費用	1,883	2,069
前払年金費用	-	395
繰延税金資産	33,382	32,002
敷金	4,096	3,934
差入保証金	8	-
その他	5,028	4,502
投資その他の資産合計	79,146	78,464
固定資産合計	308,058	292,476
繰延資産		
社債発行費	704	673
繰延資産合計	704	673
資産合計	5,452,817	5,492,852
負債の部		
流動負債		
支払手形	6,510	18,355
買掛金	658,407	670,566
信用保証買掛金	2,689,656	2,593,920
短期借入金	41,300	41,300
1年内償還予定の社債	30,000	25,000
1年内返済予定の長期借入金	345,151	344,434
コマーシャル・ペーパー	266,700	280,400
リース債務	766	448
未払金	10,919	10,726
未払費用	1,397	1,379
未払法人税等	755	533
預り金	152,969	195,591
前受収益	22	19
賞与引当金	3,304	3,223
役員賞与引当金	43	71
ポイント引当金	1,413	2,564
割賦利益繰延	6,158,894	6,158,068
その他	308	403
流動負債合計	4,225,520	4,204,006
固定負債		
社債	185,000	190,000
長期借入金	767,940	826,248
債権流動化借入金	2,713,071	2,713,458
リース債務	667	554
退職給付引当金	2,035	953
役員株式給付引当金	84	162
ポイント引当金	3,733	3,758
利息返還損失引当金	17,741	13,733
長期預り保証金	3,856	4,120
その他	611	412
固定負債合計	994,742	1,053,402
負債合計	5,220,262	5,257,408

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,044	150,051
資本剰余金		
資本準備金	879	886
資本剰余金合計	879	886
利益剰余金		
利益準備金	1,005	1,492
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	79,308	81,902
利益剰余金合計	80,313	83,395
自己株式	266	254
株主資本合計	230,970	234,079
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,710	1,396
繰延ヘッジ損益	196	88
評価・換算差額等合計	1,513	1,308
新株予約権	70	55
純資産合計	232,554	235,443
負債純資産合計	5,452,817	5,492,852

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
事業収益		
包括信用購入あっせん収益	50,331	54,257
個別信用購入あっせん収益	68,459	70,423
信用保証収益	59,174	58,590
融資収益	27,439	25,726
その他	2,167	2,263
事業収益合計	1,207,572	1,211,261
金融収益		
受取利息	136	168
その他の金融収益	345	7,530
金融収益合計	482	7,699
その他の営業収益	4,153	6,707
営業収益合計	212,207	225,667
営業費用		
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	46,974	47,443
利息返還損失引当金繰入額	3,718	4,599
従業員給料及び手当	26,169	24,685
退職給付費用	268	889
賞与引当金繰入額	3,304	3,223
役員賞与引当金繰入額	60	89
役員株式給付引当金繰入額	54	93
ポイント引当金繰入額	3,576	4,542
計算事務費	39,389	40,857
減価償却費	2,562	2,645
その他	58,413	59,786
販売費及び一般管理費合計	184,490	188,855
金融費用		
支払利息	6,747	6,811
社債利息	1,131	1,268
社債発行費償却	222	215
その他の金融費用	1,113	1,469
金融費用合計	9,214	9,764
その他の営業費用	400	777
営業費用合計	194,105	199,398
営業利益	18,102	26,269
経常利益	18,102	26,269
特別利益		
有形固定資産売却益	2,128	228
投資有価証券売却益	4	33
関係会社株式売却益	-	65
受取負担金	-	3,165
特別利益合計	1,292	2,033
特別損失		
有形固定資産売却損	418	418
リース資産除却損	-	241
ソフトウェア除却損	-	642
投資有価証券売却損	29	0
減損損失	177	-
システム移行関連費	5,741	-
出資金償還損	-	15
投資有価証券評価損	-	10
出資金評価損	42	-
特別損失合計	7,684	1,099
税引前当期純利益	11,710	27,204
法人税、住民税及び事業税	1,248	1,757
法人税等調整額	15,090	1,470
法人税等合計	13,842	3,227
当期純利益	25,552	23,976

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	150,040	875	-	875	502	80,643	81,146	270	231,792
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）	3	3		3					6
剰余金の配当					502	5,529	5,026		5,026
当期純利益						25,552	25,552		25,552
自己株式の取得								21,359	21,359
自己株式の処分								4	4
自己株式の消却			21,359	21,359				21,359	-
利益剰余金から資本剰余金への振替			21,359	21,359		21,359	21,359		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	3	3	-	3	502	1,335	833	4	822
当期末残高	150,044	879	-	879	1,005	79,308	80,313	266	230,970

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,835	184	1,650	76	233,520
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					6
剰余金の配当					5,026
当期純利益					25,552
自己株式の取得					21,359
自己株式の処分					4
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	124	12	137	6	143
当期変動額合計	124	12	137	6	965
当期末残高	1,710	196	1,513	70	232,554

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金				
当期首残高	150,044	879	-	879	1,005	79,308	80,313	266	230,970	
当期変動額										
新株の発行（新株予約権の 行使）	7	7		7					14	
剰余金の配当					487	5,362	4,874		4,874	
当期純利益						23,976	23,976		23,976	
自己株式の取得								16,019	16,019	
自己株式の処分								11	11	
自己株式の消却			16,019	16,019				16,019	-	
利益剰余金から資本剰余金 への振替			16,019	16,019		16,019	16,019		-	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）										
当期変動額合計	7	7	-	7	487	2,594	3,082	11	3,109	
当期末残高	150,051	886	-	886	1,492	81,902	83,395	254	234,079	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,710	196	1,513	70	232,554
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の 行使）					14
剰余金の配当					4,874
当期純利益					23,976
自己株式の取得					16,019
自己株式の処分					11
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金 への振替					-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	313	108	204	14	219
当期変動額合計	313	108	204	14	2,889
当期末残高	1,396	88	1,308	55	235,443

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

すべてヘッジ会計を適用しております。

(「7.ヘッジ会計の方法」参照)

2. 固定資産の減価償却の方法

資産の種類に応じて次の基準及び方法を採用しております。

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

(建物及び構築物)

定額法によっております。

但し、2016年3月31日以前に取得した構築物は定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(建物及び構築物以外の有形固定資産)

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

(ソフトウェア)

自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。(自社利用可能期間 5年~15年)

(施設利用権)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 投資その他の資産

(長期前払費用)

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に、回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役(社外取締役を除く)及び執行役員(以下「取締役等」という)の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当期末における将来の使用見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、翌期から損益処理することとしております。

(6) 役員株式給付引当金

取締役等の株式報酬の給付に備えるため、当期末における株式等の給付債務見込額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当期末における返還請求見込額を計上しております。

6. 収益の計上基準

(1) 会員手数料

部門別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

部門	計上方法
包括信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
個別信用購入あっせん	7・8分法及び残債方式
信用保証	保証契約時に計上、残債方式
融資	残債方式

信用保証部門においては、繰上返済に伴い発生する保証料の返戻金額に備えるため、返戻予定見込額を控除して収益認識しております。

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法

残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

(2) 加盟店手数料

加盟店との立替払契約履行時に計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）

ヘッジ対象

借入金の金利（市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

(3) ヘッジ方針

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としてデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他（投資その他の資産）」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

（表示方法の変更）

貸借対照表関係

従来、保証債務として記載していた「従業員（住宅借入金）」は、重要性が乏しくなったため、当期より表示しておりません。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響について、当社では2021年3月期の下期以降ゆるやかに経済活動が回復すると仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判断及び貸倒引当金の追加計上を行っております。

なお、今後新型コロナウイルス感染症の影響がさらに深刻化した場合、翌期の当社の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表関係）

1. 部門別割賦売掛金

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
包括信用購入あっせん	161,781百万円	129,219百万円
個別信用購入あっせん	737,944	828,651
融資	229,443	229,322
合計	1,129,169	1,187,194

2. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
資産流動化受益債権	13,071百万円	13,458百万円

(2) 担保付債務

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
債権流動化借入金	13,071百万円	13,458百万円

3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当期末における未実行残高（流動化したものを含む）は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
未実行残高	1,633,471百万円	1,594,116百万円

4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

5. 信用保証部門のオートローン等に関するものであり、提携金融機関から融資が実行されるまで、当社が提携業者に一時立替払したものと等であります。

6. 部門別割賦利益繰延

	第59期 (2019年3月31日)				第60期 (2020年3月31日)			
	当期首 残高 (百万円)	当期 受入額 (百万円)	当期 実現額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期首 残高 (百万円)	当期 受入額 (百万円)	当期 実現額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)
包括信用購入 あっせん	257	109	53	201	201	526	413	88
個別信用購入 あっせん	9,468	14,118	11,081	12,505	12,505	12,016	11,975	12,545
信用保証	4,129	49,230	50,164	3,195	3,195	48,410	49,165	2,440
融資	5	12,063	12,064	6	6	11,711	11,711	6
合計	13,849	75,302	73,257	15,894	15,894	71,612	72,439	15,068

7. 割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

8. 関係会社に対する金銭債権、債務

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
金銭債権		
短期金銭債権(関係会社短期貸付金を含む)	326,655百万円	217,122百万円
長期金銭債権	-	2,672
金銭債務		
短期金銭債務	87,393	62,370
長期金銭債務	111,480	145,280

9. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、次のとおり保証を行っております。

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
Orico Auto Leasing(Thailand)Ltd.	18,322百万円	26,680百万円

(損益計算書関係)

1. 割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
包括信用購入あっせん収益	17,483百万円	18,280百万円
個別信用購入あっせん収益	47,770	48,278
融資収益	14,888	13,565
合計	80,142	80,124

2. 有形固定資産売却益の内訳

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	371百万円	34百万円
土地	910	242
その他	6	2
合計	1,288	278

3. システム開発等の中止に係る受取負担金であります。

4. 有形固定資産売却損の内訳

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	7百万円	20百万円
土地	8	167
その他	1	0
合計	18	188

5. 当社は開発中であった新基幹システムへ移行したことに伴い、当期において、旧システムの除却及び新基幹システムへの移行関連費用を「システム移行関連費」として特別損失に計上しております。

6. 関係会社との取引高

	第59期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第60期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引高		
営業収益	20,895百万円	28,085百万円
営業費用	12,055	9,530
その他の取引高	6,143	5,166

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価及び貸借対照表計上額と時価との差額については記載しておりません。

貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
子会社株式	15,117	12,303
関連会社株式	580	1,333

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	31,253百万円	29,887百万円
利息返還損失引当金繰入額	5,411	4,188
減損損失	6,966	6,938
退職給付引当金繰入額	620	290
繰越欠損金	25,361	23,902
その他	14,674	14,305
繰延税金資産小計	84,289	79,512
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	24,116	22,965
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	25,983	23,738
評価性引当額小計	50,100	46,703
繰延税金資産合計	34,188	32,809
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	805	806
繰延税金資産の純額	33,382	32,002

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第59期 (2019年3月31日)	第60期 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
評価性引当額	151.2	13.4
住民税均等割額	1.2	0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	0.9
受取配当等の益金不算入額	-	7.0
その他	0.7	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	118.2	11.9

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	20,026	1,186	181	1,405	19,625	29,521
	構築物	126	4	0	14	115	832
	工具、器具及び備品	1,196	287	3	124	1,356	1,471
	土地	66,872	-	6,129	-	60,743	-
	リース資産	2,932	347	248	1,093	1,937	1,727
	建設仮勘定	220	551	367	-	404	-
	その他	0	-	-	-	0	6
	計	91,374	2,377	6,930	2,638	84,184	33,559
無形固定資産	電話加入権	744	-	-	-	744	-
	施設利用権	17	5	0	7	14	-
	ソフトウェア	136,774	11,903	627	18,981	129,068	-
	計	137,536	11,908	628	18,989	129,827	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	140,574	47,443	47,503	140,514
賞与引当金	3,304	3,223	3,304	3,223
役員賞与引当金 (注) 1	43	71	43	71
役員株式給付引当金 (注) 2	84	91	13	162
ポイント引当金(流動)	1,413	2,564	1,413	2,564
ポイント引当金(固定)	3,733	1,978	1,953	3,758
利息返還損失引当金	17,741	4,599	8,607	13,733

(注) 1. 「役員賞与引当金」の期末残高には、執行役員に対するものが47百万円含まれております。

2. 「役員株式給付引当金」の期末残高には、執行役員に対するものが88百万円含まれております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	普通株式 100株 優先株式 1,000株
単元未満株式の買取り又は売渡し(買増し)	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所 買取り・売渡し(買増し) 手数料	
公告掲載方法	電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.orico.co.jp/company/index.html
株主に対する特典	ありません。

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第59期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
2019年6月25日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月25日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第60期第1四半期）（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
2019年8月13日 関東財務局長に提出。

（第60期第2四半期）（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）
2019年11月14日 関東財務局長に提出。

（第60期第3四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
2020年2月13日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2019年6月27日 関東財務局長に提出。

(5) 発行登録書（普通社債）及びその添付資料

2020年2月13日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月15日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 信彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オリエントコーポレーションの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社オリエントコーポレーションが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び運用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 信彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーションの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。